

# **笠間市第2次地域福祉計画（案）**

**みんなで支えあう 福祉のまち かさま**

**平成25年3月  
笠間市**



## 目 次

第1章 地域福祉計画の策定に当たって .....	1
第1節 策定の背景・趣旨 .....	3
第2節 計画の性格 .....	4
第3節 計画の期間 .....	4
第4節 地域福祉の考え方 .....	5
1. 地域を中心とした福祉へ .....	5
2. 多様な主体の連携と協力 .....	5
第2章 地域福祉に関する動向 .....	7
第1節 国の方針 .....	9
第2節 茨城県の方針 .....	10
第3節 笠間市の方針 .....	12
第4節 笠間市の概況 .....	13
1. 人口・世帯数の推移 .....	13
2. 出生率・出生数の推移 .....	14
3. 高齢化の推移 .....	15
4. 要支援・要介護者の推移 .....	16
5. 障がい者の推移 .....	17
6. 保健医療に関する指標 .....	18
7. その他地域福祉に係わる指標 .....	19

<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	21
<b>第1節 計画の基本的視点</b>	23
1. 住民参加の視点	23
2. 利用者中心の視点	23
3. サービスの総合化の視点	23
4. 住民、団体、行政の協働の視点	23
<b>第2節 計画の基本理念</b>	24
<b>第3節 計画の基本目標</b>	24
1. 住民参加による地域福祉の推進	25
2. 利用者中心の福祉サービスの提供	25
3. 保健・医療と生きがいづくりの推進	25
4. 地域で支えあう体制の充実	25
5. 安全で住みよいまちづくりの推進	26
6. 人権擁護の推進	26
<b>第4節 計画の体系</b>	27
<b>第4章 基本施策の展開</b>	31
<b>第1節 住民参加による地域福祉の推進</b>	33
1. 広報・広聴と住民参加の促進	34
2. 福祉に関する学習・啓発活動の推進	34
3. 地域福祉の担い手の育成	35

第2節 利用者中心の福祉サービスの提供	36
1. 福祉に係る相談体制の充実	37
2. 効果的な情報発信・提供	37
3. 福祉サービスの充実	37
4. サービス利用支援の充実	38
第3節 保健・医療と生きがいづくりの推進	39
1. 健康都市づくり住民運動の促進	40
2. 保健・医療との連携強化	40
3. 就労支援の充実	41
第4節 地域で支えあう体制の充実	42
1. 各種団体への支援と子育て支援の充実	42
2. コミュニティの基盤づくり	43
3. 地域における交流活動の推進	43
第5節 安全で住みよいまちづくりの推進	44
1. バリアフリーの推進	44
2. 防災まちづくりの推進	45
3. 防犯体制の強化	45
第6節 人権擁護の推進	46
1. 人権意識の高揚・啓発	47
2. 人権相談体制の充実	47
3. 虐待防止対策の充実	47
4. 自殺予防対策の推進	47
5. 成年後見制度の普及	47
6. 男女共同参画の推進	47

第5章 計画の推進.....	49
第1節 計画の推進 .....	51
1. 住民との連携推進 .....	51
2. 団体・事業者との連携推進 .....	51
3. 市社会福祉協議会との連携強化 .....	51
4. 行政の役割.....	51
資料編.....	53
1. 笠間市地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	55
2. 笠間市第2次地域福祉計画策定委員会名簿 .....	57
3. 策定経過 .....	57
4. 住民意識調査の結果概要 .....	58

# **第1章 地域福祉計画の策定に当たって**

---



## 第1節 策定の背景・趣旨

近年、少子高齢化の進展や社会状況の変化、また家庭や地域におけるお互いのつながりの希薄化によって、地域や家庭から孤立した高齢者、障がい者、夫婦・親子などが増加し、虐待、家庭内暴力、ひきこもりなど深刻な問題が起こっています。

このような社会の変化に対応するため、わが国では、平成12年に地域の中の結びつきの弱体化に対応するため、社会福祉事業や社会福祉法人、措置制度などの社会福祉に共通する基盤的制度の見直しである「社会福祉基礎構造改革」が行なわれました。

この改革の中で、「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、市町村が「地域福祉の推進」を基本理念とした地域福祉計画の策定をするように規定されました。

さらに、これから地域福祉は、特定の人のみに対するサービスではなく、身近な地域社会で、人々の生活課題の解決を図るものであるということが示されています。

本市では、平成18年3月に新市として出発して以来、新しい笠間市づくりの指針となる「笠間市総合計画（平成19年度から平成28年度）」を平成19年4月に策定し、「住みよいまち、訪れてよいまち 笠間～みんなで創る 文化交流都市～」を将来像にまちづくりを進めています。

また、子どもから高齢者、障がい者、住民の誰もが、住みなれた地域の中で、心豊かに安心して暮らしていくよう「みんなで支えあう 福祉のまち かさま」を基本理念とした「笠間市地域福祉計画（平成20年度から平成24年度）」を平成20年3月に策定し、地域福祉を推進してきましたが、新たな課題も出ています。

災害時要援護者<sup>※</sup>への対応や、支援が必要であるのに情報やサービスを受け取りにくい環境、課題としてみえにくい虐待や自殺の問題、高齢者の孤独死などは、笠間市に限らず全国的な社会変化の流れであり、地域福祉の大きな課題となっています。

このたび、5か年の計画期間が終了することから、この間の国・県の動向と、統計資料や住民アンケート等から本市の現状を踏まえ、新たな課題に対応した計画の見直しを行い、「笠間市第2次地域福祉計画」を策定します。

---

※災害時要援護者：災害から身を守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする方々で、介護保険における要介護・要支援認定者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者、妊娠婦および乳幼児など。

## 第2節 計画の性格

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する法定計画であり、市政運営の基本方針である市総合計画の部門別計画としての性格を有し、市の推進すべき施策の方向を明らかにするものです。

また、高齢者、障がい者、児童等の福祉に関連する市との他の分野別計画※に基づく施策を推進していく上で、住民の参画を促進するとともに、基本的な方向を示したものです。

さらに、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図り、本市における総合的な地域福祉を推進するためのものです。

## 第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。ただし、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
	笠間市地域福祉計画					笠間市第2次地域福祉計画				
笠間市総合計画・基本構想										
前期基本計画					後期基本計画					

※他の分野別計画：「笠間市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「笠間市障害者計画・障害福祉計画」、「笠間市次世代育成支援行動計画」、「笠間市健康づくり計画」

## 第4節 地域福祉の考え方

### 1. 地域を中心とした福祉へ

これまでの福祉は、高齢者、障がい者、児童、低所得者等、対象者ごとに進められ、課題を解決しようとしてきました。

しかし、社会のあり方が変わり、地域のつながりが希薄化する中で、支援を必要とする一人ひとりのニーズに応え、生活を支えることが困難になってきています。

このような状況を踏まえて、これまで対象者ごとに取り組んできた福祉を、様々な人が住んでいる「地域」という場所を中心に考え、支援を必要としている人たちを、共に助け合いながら支えていくというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

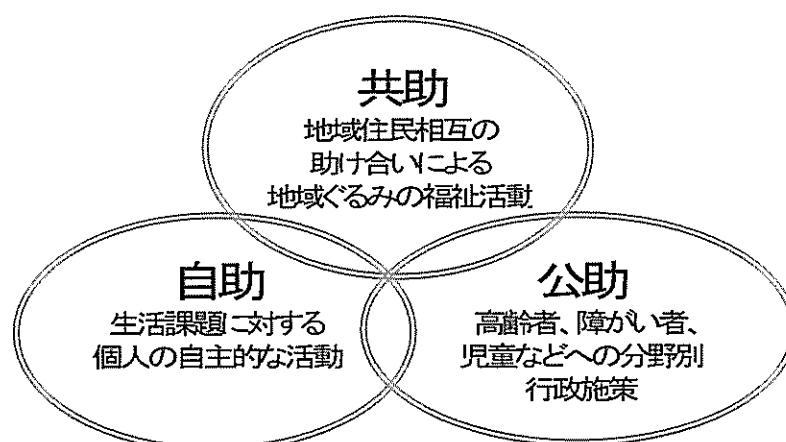
### 2. 多様な主体の連携と協力

近年、ボランティアやNPO法人等の活動が活発になり、社会福祉の分野は、こうした住民主体の活動がもっとも活発な分野の一つとなっています。今後、ますます多様化し、複雑化していくことが予想される福祉ニーズを、行政や地域福祉の中心的な機関として活動してきた市社会福祉協議会においても、地域住民の協力なしに活動や事業を開拓することは難しい状況にあります。

共に助け合い、支えあう地域づくりを進めていくためには、地域住民、各種団体、行政が、それぞれの力を十分に發揮して、様々な課題解決に向けて、どのような役割分担のもとに連携と協力を進めていくかという点を考えていく必要があります。

本計画は、私たちの生活課題の全体を、①個人や家族で行うこと（自助）、②地域住民相互の助け合いで進める（共助）、③行政が主となって取り組むこと（公助）の3つの視点から考えるものです。

そして、一人ひとりの住民を中心に年齢や障がいの有無にかかわらず、その人らしい生活を送れるよう、住民や地域全体、事業者、行政が協力して創りあげていく、「地域福祉」を進めるための計画です。





## **第2章 地域福祉に関する動向**

---



## 第1節 国の方針

平成12年に国では、社会福祉事業法が社会福祉法に改められ、「地域福祉の推進」を基本理念とする地域福祉計画を市町村が策定をするよう規定されました。さらに、これから地域福祉は、特定の人のみに対するサービスではなく、身近な地域社会で、人々の生活課題の解決を図るものであるということが示されています。

社会福祉法では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」が、相互に協力して地域福祉の推進に努めるべきことを示しています。また、福祉サービス提供体制の確保等に関する国及び地方自治体の責務や、地域福祉計画について定めています。

### 【社会福祉法（抜粋）】

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 第2節 茨城県の方針

茨城県では、平成16年3月に「茨城県地域福祉支援計画」を策定し、その後の社会情勢の変化等を踏まえて、平成21年3月に計画を改定し、「茨城県地域福祉支援計画（第2期）」（以下、「県計画」という。）を策定しました。計画期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間となっています。

県計画では、市町村や地域住民等の取り組みを支援するため、「人々が持てる力を出し合い、互いに助け合って、安心して暮らせる地域社会づくり」を目標としています。

また、県計画の施策の基本方向は次のとおりとなっています。

### 【茨城県地域福祉支援計画（第2期）：施策展開の基本方向】

#### I 地域における新たな支え合いのしくみづくり

##### (1) 地域支え合うしくみづくりの推進

- 地域支え合うしくみづくりの推進
- 地域での相談・見守り・支援システムの構築
- 災害時の要援護者支援

##### (2) 地域福祉推進意識の向上

- 自治会・町内会・子ども会活動等の支援
- 福祉教育の推進

#### II 福祉情報の提供

##### (1) 多分野にまたがる施策の調整

- 各種審議会や関係機関協議会における調査・検討

##### (2) 様々な福祉課題や先駆的施策等の情報収集・提供

- 地域における福祉施策課題発掘のしくみづくり
- 県レベルでの情報の収集・提供

##### (3) 誰もが容易に福祉情報を入手できるしくみづくり

- 効果的な情報の提供

### III 福祉に係る人材の育成

- (1) 住民参加の地域福祉活動の促進
  - 地域福祉活動の支援
- (2) 地域福祉推進主体の活性化
  - 各種福祉関係団体の組織の充実・強化
  - 福祉関係者の資質の向上
- (3) 福祉人材の養成と資質向上
  - 福祉人材の養成・確保
  - 福祉職場への就業促進

### IV 地域福祉推進のための基盤整備

- (1) 利用者本位の多様なサービス提供システムの構築
  - 相談体制の整備
  - サービスの総合的な提供
  - 各種福祉施設の整備促進
- (2) 安心してサービスを利用できるしくみづくり
  - 福祉サービスの評価・点検
  - 苦情解決のしくみの整備と周知
  - 要援護者への利用援助
- (3) 誰にもやさしいまちづくり
  - バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
  - 外出支援
  - 災害時の支援

### V 新たな課題への対策

- (1) 新たな課題への対策
  - 高齢者・児童虐待、DV問題の対策
  - 多重債務問題・振り込め詐欺等の対策
  - 自殺対策
  - ホームレス対策

### 第3節 笠間市の方針

本市では、平成19年度に新しい笠間市づくりの指針となる「笠間市総合計画（平成19年度～28年度）」を、そして平成23年度には「笠間市総合計画（後期基本計画 平成24年度～平成28年度）」を策定し、「共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」を健康・福祉分野の基本方針として取り組み、次の3つの具体的目標を掲げています。

#### 【笠間市総合計画：健康・福祉分野の基本方針】

##### 1 基本方針：「共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」

支えあう心を大切にし、だれもが安心して健やかに暮らせる福祉社会の実現を目指します。

##### 2 3つの具体的目標

###### （1）安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

- ① 子ども・子育て支援
- ② 少子化対策

###### （2）日々の健康を支える安心な保健・医療の体制づくり

- ① 保健・医療
- ② 社会保障

###### （3）支えあい、心がかよう福祉環境づくり

- ① 地域福祉
- ② 高齢者福祉
- ③ 障害者福祉

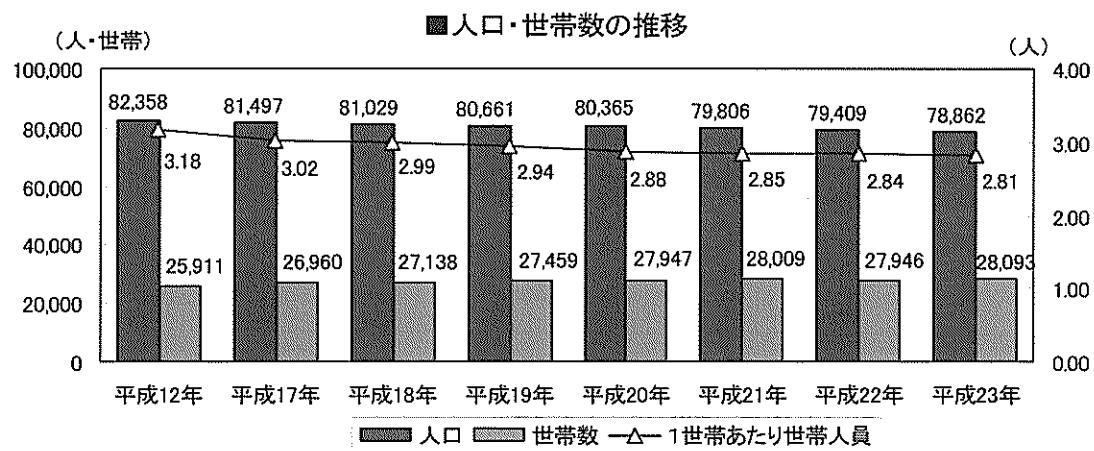
## 第4節 笠間市の概況

### 1. 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成12年の82,358人をピークに減少に転じ、平成23年には78,862人となっています。

世帯数は平成23年に28,093世帯と年々増加の傾向にある一方で、1世帯あたりの世帯人員は2.81人と減少傾向にあります。

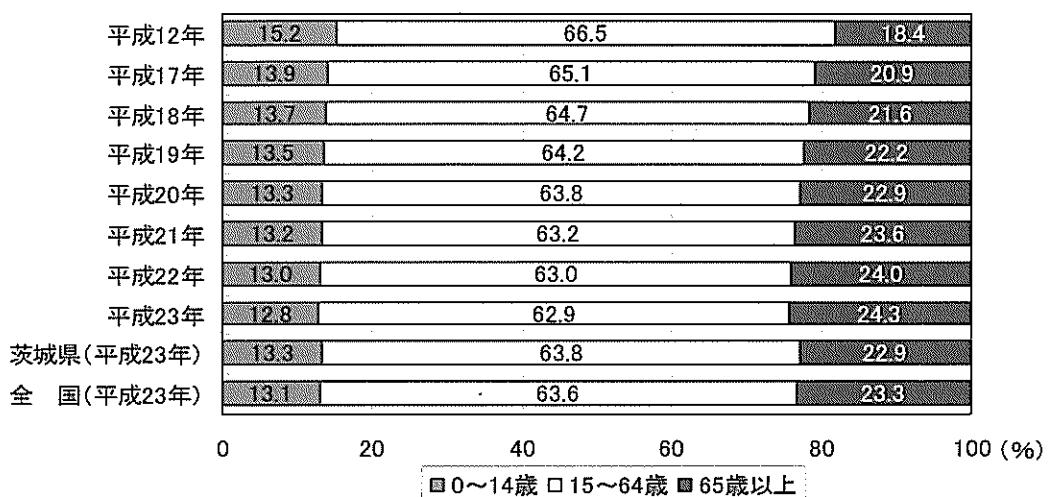
また、年齢別の人口を見ると、少子高齢化の傾向が明らかで、平成23年の高齢者人口割合は全国平均及び県平均を上回っています。



資料：平成12、17、22年は国勢調査

その他の年は常住人口調査（10月1日現在）

### ■年齢3階層別人口比の推移



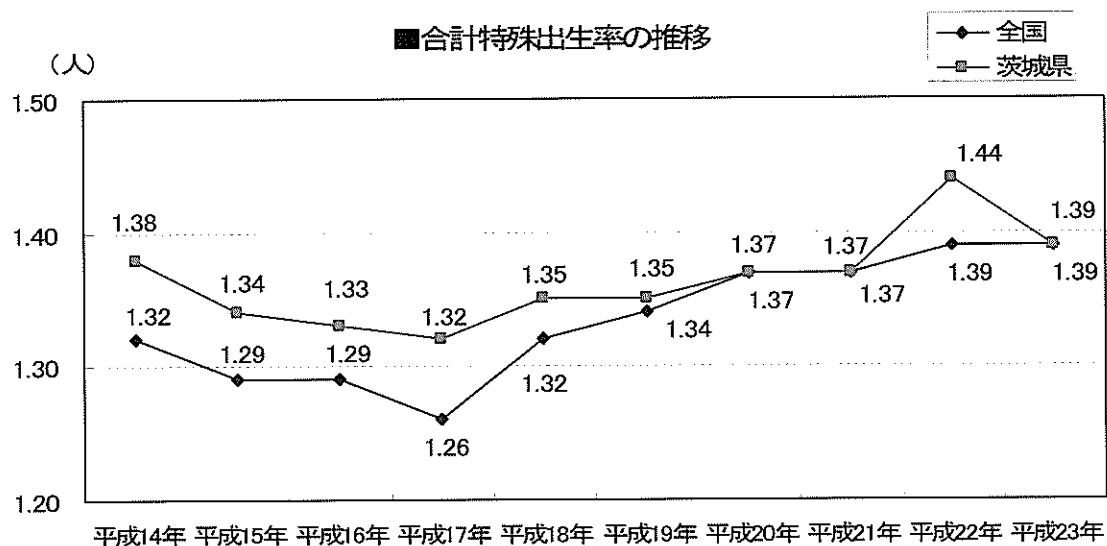
資料 全国、茨城県：総務省 人口推計月報（10月1日現在）

笠間市：平成12、17、22年は国勢調査

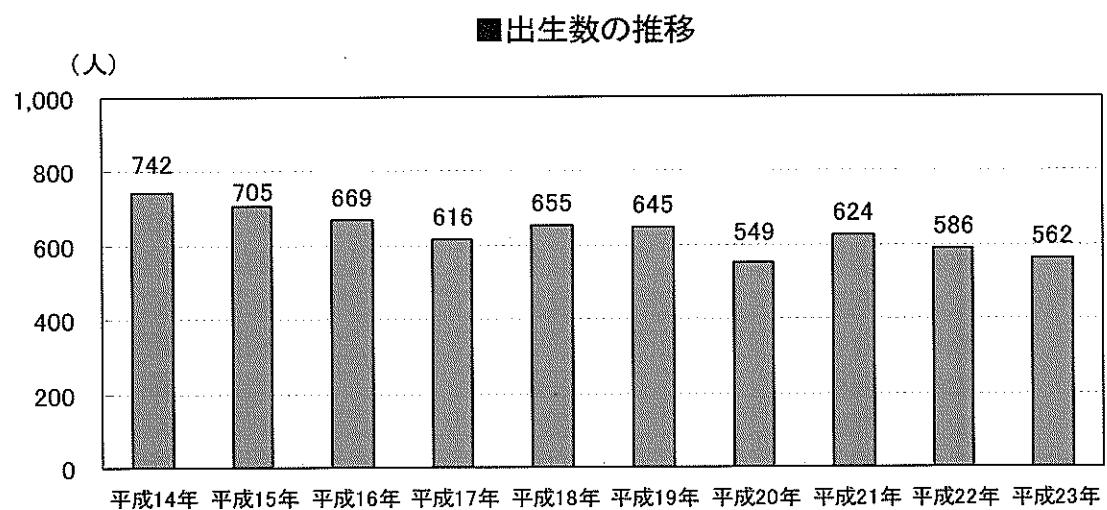
その他の年は常住人口調査（10月1日現在）

## 2. 出生率・出生数の推移

茨城県の合計特殊出生率<sup>※</sup>は、全国平均と同様に平成14年以降は年々低下していましたが、平成17年から増加傾向になり、平成22年には1.44人と増加しましたが、平成23年では全国平均と同率となっています。しかし、本市の出生数については、平成23年には562人と減少傾向にあります。



資料：人口動態統計

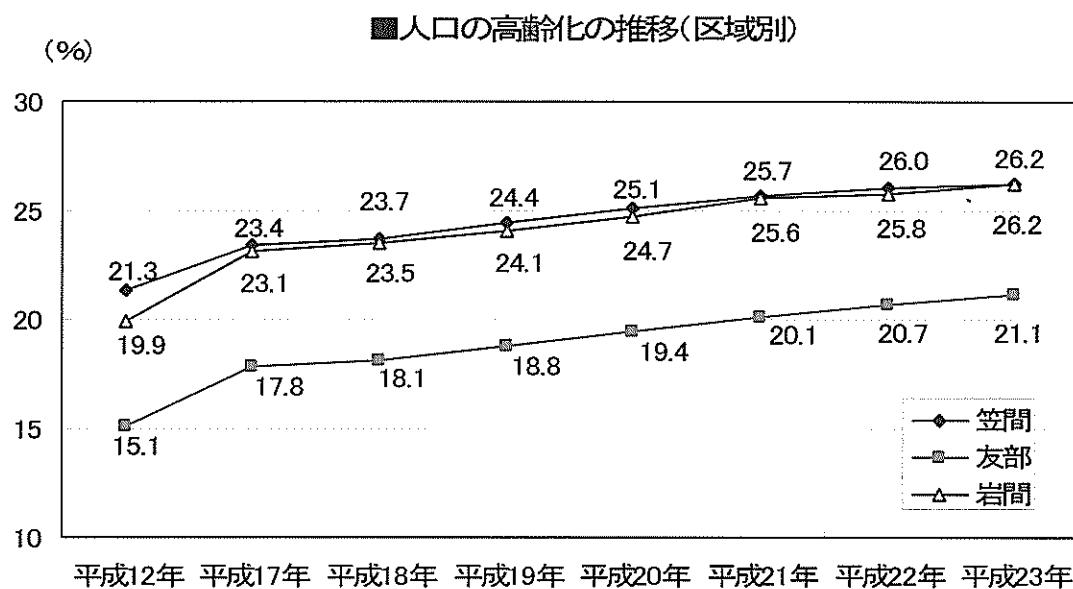


資料：人口動態統計

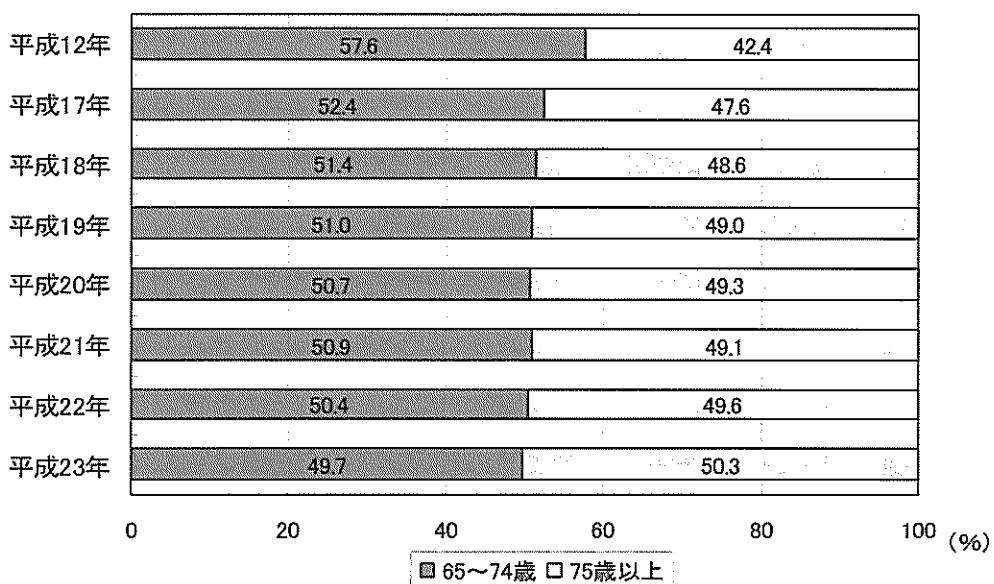
※合計特殊出生率：女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの年齢層ごとの出生率を足し合わせることで、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を求めた数。

### 3. 高齢化の推移

区域別に見た高齢化の状況は、平成23年において笠間、友部、岩間の各地区とも20%以上に達しており、依然として上昇傾向にあります。また、65歳以上の高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者の割合が50.3%と過半数を超えていました。

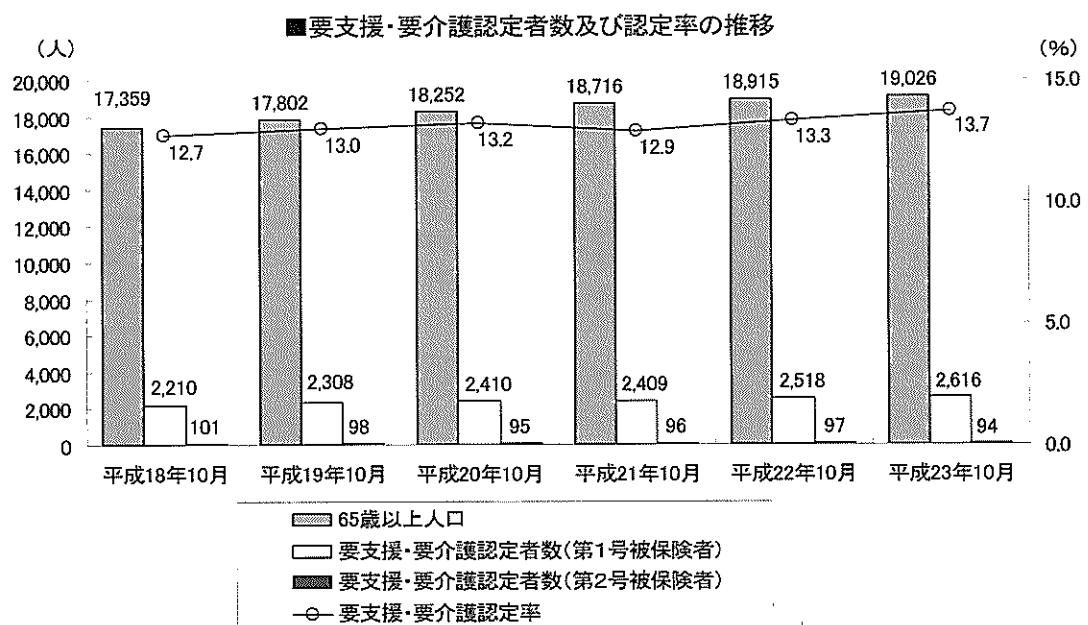


### ■高齢者の年齢階層別推移

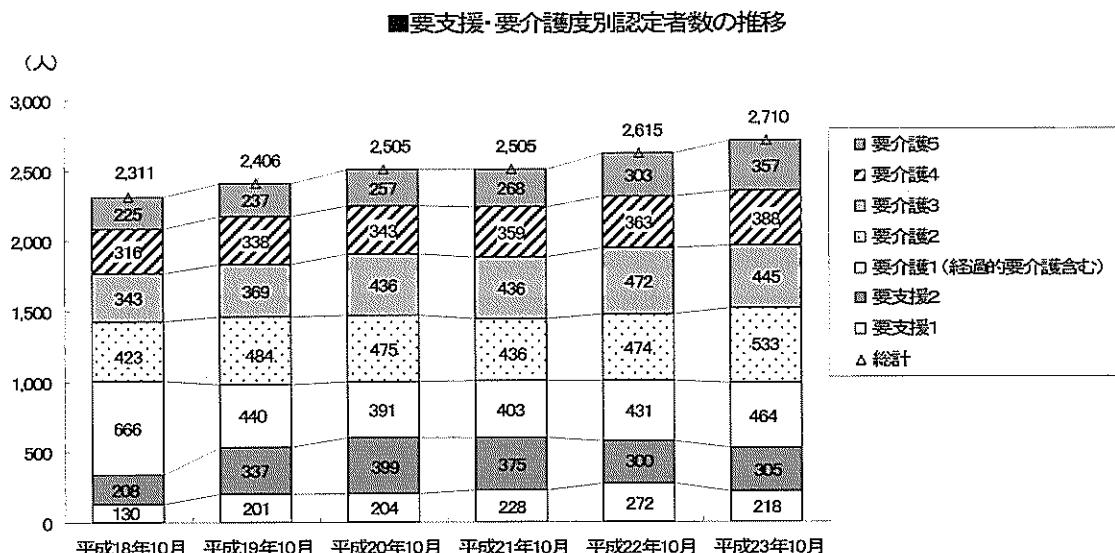


#### 4. 要支援・要介護者の推移

要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）は1.2%から1.3%台で推移しています。また、要支援1・要支援2の占める割合が、平成22年10月で増加から減少に転じ、要介護1・要介護2が増加しています。



資料：介護保険事業状況報告

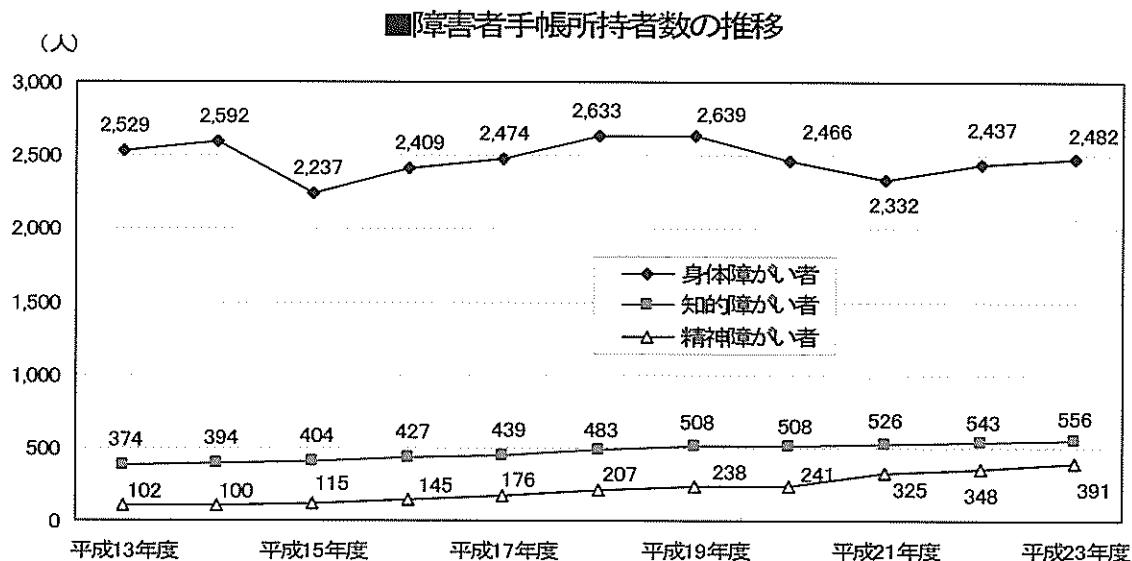


資料：介護保険事業状況報告

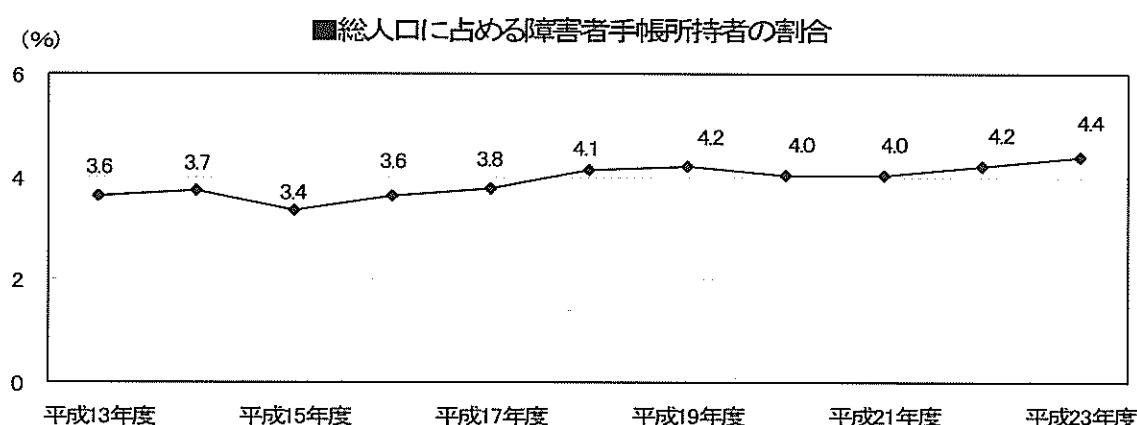
※要支援・要介護認定率は、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者数）÷65歳以上の人団（住民基本台帳人口）を用いて算出しています。

## 5. 障がい者の推移

本市の障害者手帳所持者数は、平成24年3月31日現在で身体障がい者2,482人、知的障がい者556人、精神障がい者391人となっております。



資料：社会福祉課

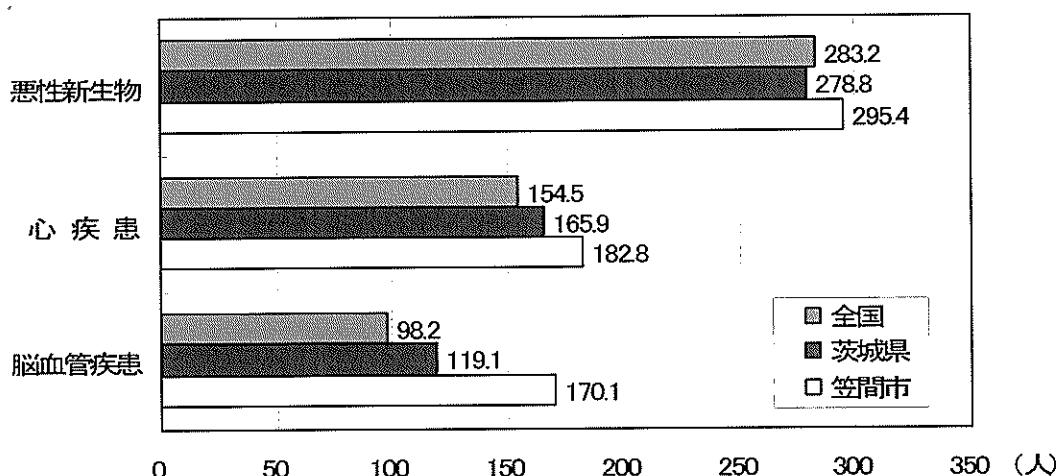


資料：社会福祉課

## 6. 保健医療に関する指標

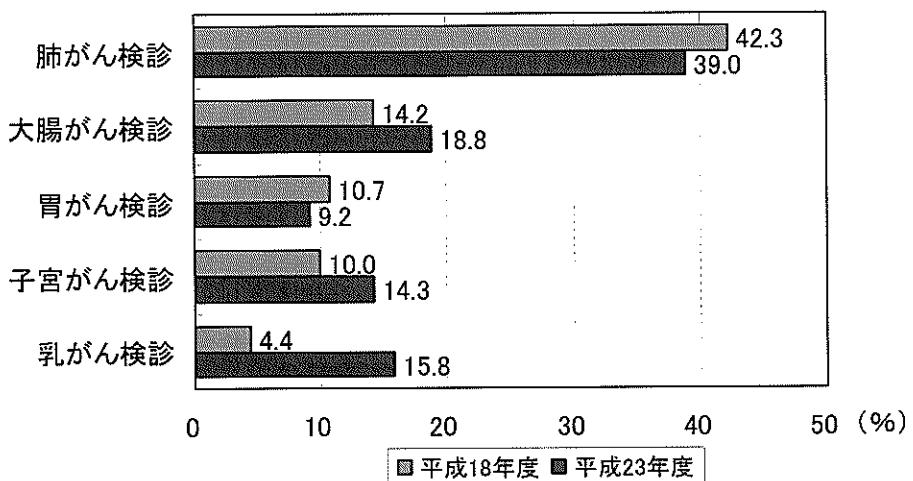
三大死因別の死亡率で見ると、全国や茨城県では、第1位悪性新生物、第2位心疾患、第3位脳血管疾患の順となっています。本市も同様の傾向にあります。三大死因とも全国平均や茨城県を上回っています。また、がん検診の受診率は肺がん検診と胃がん検診は5年前より下回っていますが、その他は増加しており、特に乳がん検診の受診率は3倍以上になっています。

■三大死因別の死亡率(人口10万対)の比較



資料：平成23年度人口動態調査  
※心疾患については高血圧症を除く。

■がん検診の受診率



資料：健康増進課

## 7. その他地域福祉に係わる指標

平成24年4月1日現在の本市のボランティアサークル数<sup>\*</sup>は85団体で、高齢者への支援を活動分野とするものが56団体でもっとも多く、次いで障がい者関連が18団体、他のサークル活動が9団体となっています。

また、福祉関係の活動を行っているNPO法人は平成18年4月1日現在で5法人だったものが、13法人に増加しています。

### ■ボランティアサークルの状況

活動分野	サークル数	
	H18.4.1現在	H24.4.1現在
高齢者（配食等）サークル活動	26	28
高齢者（交流）サークル活動	4	22
高齢者（施設）サークル活動	6	6
障がい者関連サークル活動	15	18
児童・生徒サークル活動	7	2
その他のサークル活動	22	9
合計	80	85

資料：市社会福祉協議会

### ■福祉関係NPO法人の状況

活動分野	法人数	
	H18.4.1現在	H24.4.1現在
高齢者・障がい者・子どもの3分野の内、2分野以上の活動を行っている法人	5	4
障がい者関係の活動	0	3
子ども関係の活動	0	5
その他の活動	0	1
合計	5	13

資料：市民活動課

\*ボランティアサークル数：ここでは、笠間市社会福祉協議会へ登録されている団体数を示す。



### **第3章 計画の基本的な考え方**

---



## **第1節 計画の基本的視点**

本計画の策定及び個別施策の実施に当たっては、 基本的な視点を次のように定めます。

### **1. 住民参加の視点**

福祉教育の充実や人権意識の醸成を図ることにより、 福祉活動に従事する住民の意識や関心を高めるとともに、 行政区組織、 ボランティア団体やNPO法人等の育成・活動支援の充実、 市社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携により、 福祉ネットワークの形成を図るなど地域に応じた福祉活動を展開していくための幅広い住民参加を目指します。

### **2. 利用者中心の視点**

地域の人材や施設等の地域福祉資源の有効活用に努め、 地域住民ができるだけ身近な生活圏で必要なサービスを利用できる環境づくりを進めます。 また、 福祉サービスを必要とする人が、 適切なサービスを利用できるよう、 サービス情報の提供や利用促進に取り組みます。

### **3. サービスの総合化の視点**

地域で支援を必要とする様々な人や新たな課題に対して、 地域住民、 団体、 関係機関や行政が協働して支援するためのネットワークを築くとともに、 福祉、 保健、 医療その他生活関連分野にまたがる公共的サービス・民間によるサービスなど複数のサービスを適切に組み合わせて総合化することにより、 サービスの質や量を確保し、 利用者のニーズに応じた多様な福祉サービスが提供できる体制を目指します。

### **4. 住民、 団体、 行政の協働の視点**

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を構築するため、 日常生活におけるさまざまな課題に対し、 住民のニーズ把握に努め、 福祉の基盤整備や、 住民、 団体が活躍できるような条件整備に努めます。 また、 住民、 団体等は地域の課題に応じた施策の提案を行い、 協働による望ましい地域福祉の実現を目指します。

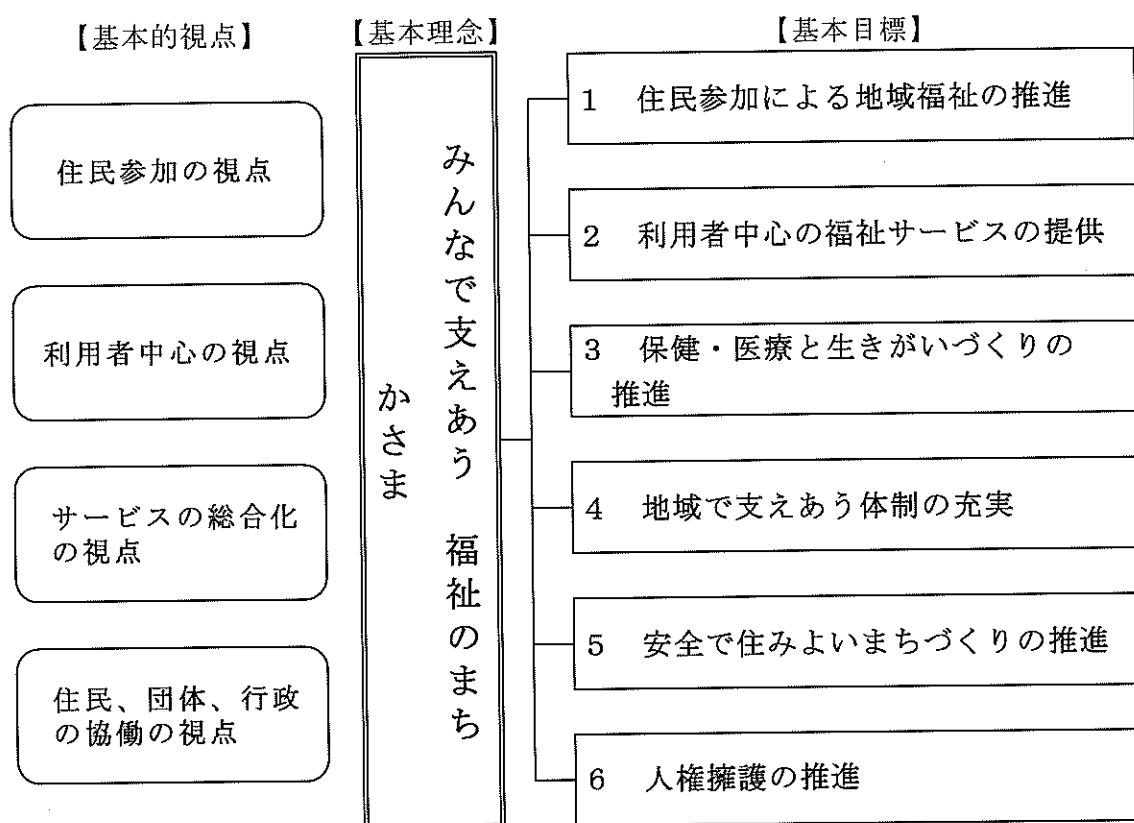
## 第2節 計画の基本理念

本市は、笠間市総合計画で「にぎわいの創造」、「やさしさの創造」、「ふれあいの創造」の3つの基本方針のもと、「住みよいまち、訪れてよいまち 笠間～みんなで創る文化交流都市～」を将来像にまちづくりを進めています。

本計画では、住民一人ひとりが尊重され、だれもが健やかに暮らせる住みよいまちづくりに向けて、「みんなで支えあう 福祉のまち かさま」を基本理念として、住民、団体と行政の協働による自助、共助、公助のバランスの取れた地域福祉を目指します。

## 第3節 計画の基本目標

本計画の基本理念を具体化していくために、6つの基本目標を設定し、施策・事業による取り組みを推進します。



## 【計画の基本目標】

### 1. 住民参加による地域福祉の推進

地域福祉を推進するにあたっては、住民個々が必要と思われる支援を他人任せにするのではなく自分自身が積極的に地域の輪に入り、できる範囲での役割を果たすことが望まれます。そのためには、各種機会を利用した広報・啓発活動を進めるとともに、福祉教育の充実による住民意識の向上と、リーダーやボランティアの人材育成を図り、地域福祉活動への住民参加や地域で支えあう体制づくりを推進していきます。

### 2. 利用者中心の福祉サービスの提供

社会福祉法では、地域における福祉サービスの適切な利用の推進と、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加促進が、地域福祉の重要な柱となっています。利用者のニーズに応じた適切な情報提供、総合的な相談体制の充実と日常生活自立支援事業<sup>\*</sup>や成年後見制度<sup>\*\*</sup>の推進等により、利用者中心の福祉サービスの提供と福祉サービスの質の向上を図ります。

### 3. 保健・医療と生きがいづくりの推進

豊かな長寿社会を実現していく上で、健康で生きがいのある日々を過ごすことは、個々人の努力目標でもあり、地域福祉を推進する前提ともなります。住民の健康意識の高揚とともに、健康づくりに向け、保健・医療との連携強化を図ります。また、就労意欲のある高齢者及び障がい者等が、地域で自立した生活を営むことができるよう就労機会の確保に努めます。

### 4. 地域で支えあう体制の充実

地域福祉を推進していくためには、公的な福祉サービス以外に、高齢者や障がい者、子育て中の親子等を地域で支える共助の部分をさらに推進していきます。市内で活動している福祉活動団体への支援と連携によるサービス支援体制の充実、地域コミュニティの活動拠点の整備やコミュニティビジネス<sup>\*\*\*</sup>の振興等に努めるとともに、地域における交流活動の活性化を促し、支えあいのコミュニティづくりを推進していきます。

---

\*日常生活自立支援事業：地域福祉権利擁護事業の名称変更。認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者等判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理サービス等を行う事業。市社会福祉協議会で実施。

\*\*成年後見制度：家庭裁判所が選任した後見人等（後見人、保佐人、補助人）が、本人に代わって財産の管理などに伴う契約、施設への入所契約等を行なう法律行為。

\*\*\*コミュニティビジネス：地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むもの。地域における働きがい、生きがいを生み出し、地域づくりに寄与するものとして期待されている。

## **5. 安全で住みよいまちづくりの推進**

だれもが住みやすく、社会参加しやすい環境づくりを進めることは、地域福祉の基盤となる部分です。高齢者や障がい者等の交通弱者に配慮し、地域のバリアフリー化や移動交通手段の充実・確保を図るとともに、地域ぐるみの防犯体制の強化、災害時要援護者の安否確認と避難支援、自主防災組織の育成等による防災体制の充実により、安全で住みよいまちづくりを推進します。

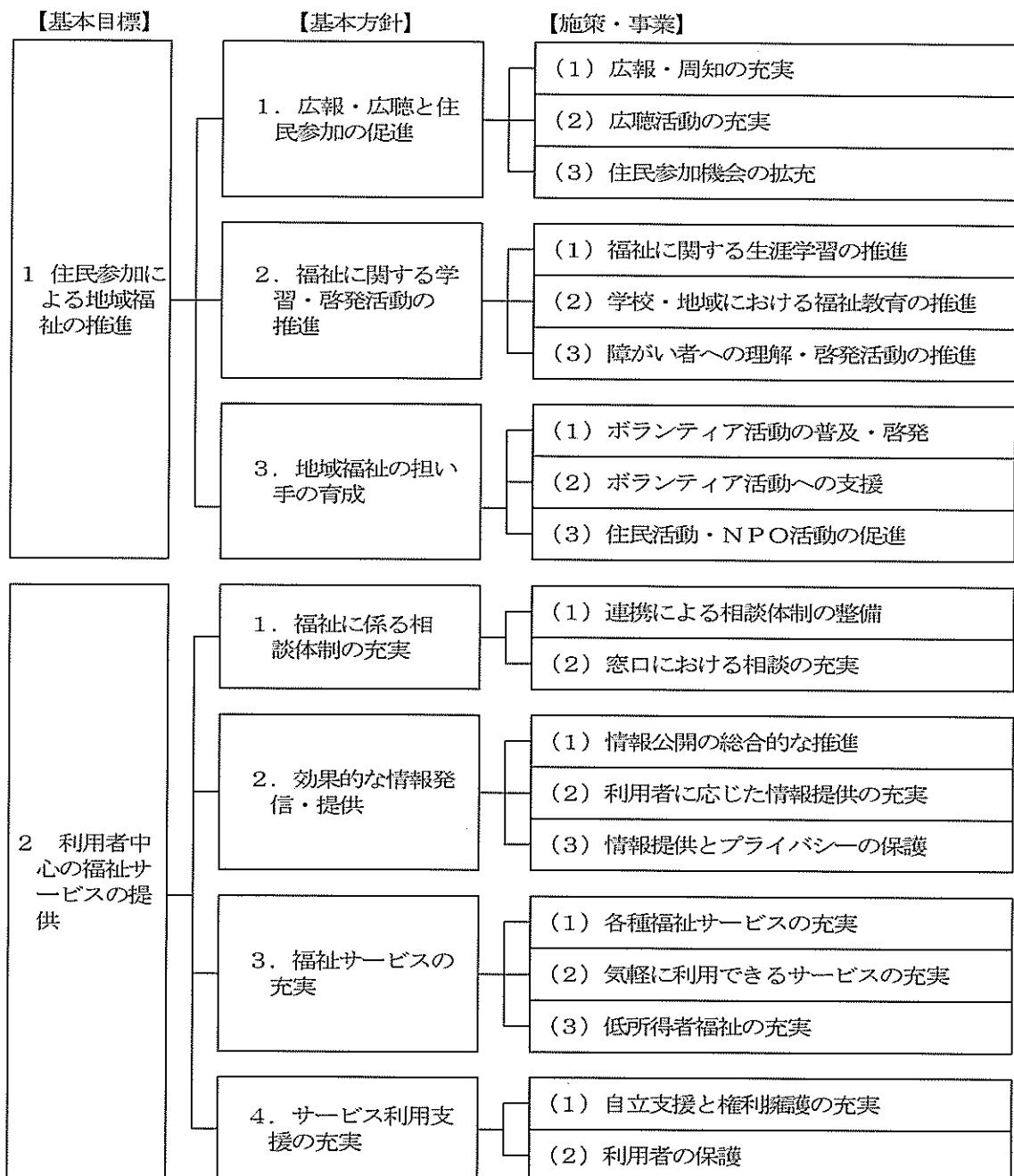
## **6. 人権擁護の推進**

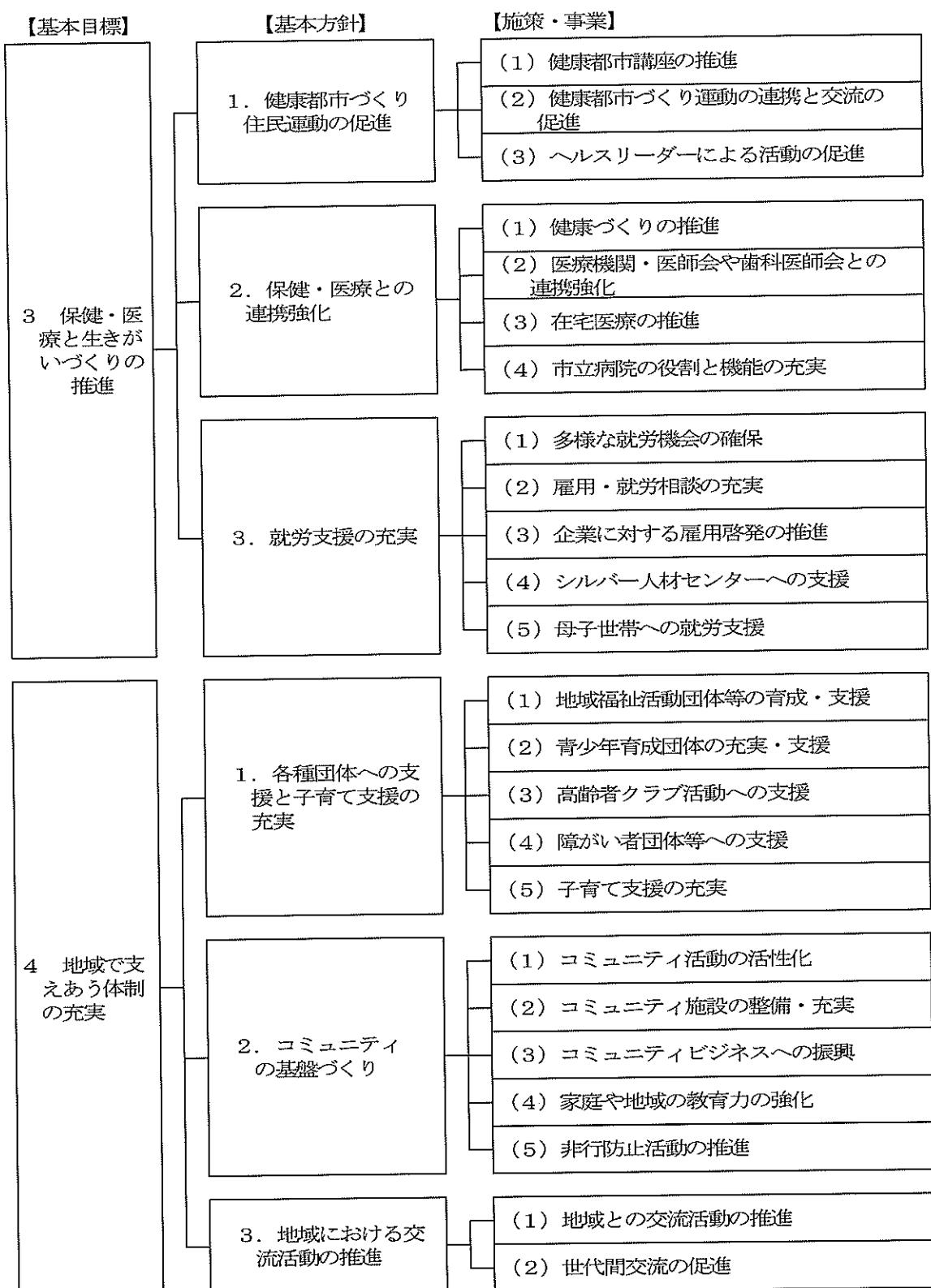
わが国の福祉は、年齢、性別や身体的条件等にかかわりなく、だれもが自分らしく生きるノーマライゼーション<sup>※</sup>社会の実現を目指して推進されています。さまざまな機会を通じて住民の人権意識の高揚・啓発を図るとともに、住民の抱える人権問題に関する相談体制の充実、判断能力の十分でない人への支援、男女が互いに尊重しあう社会づくりに向けて事業を推進していきます。

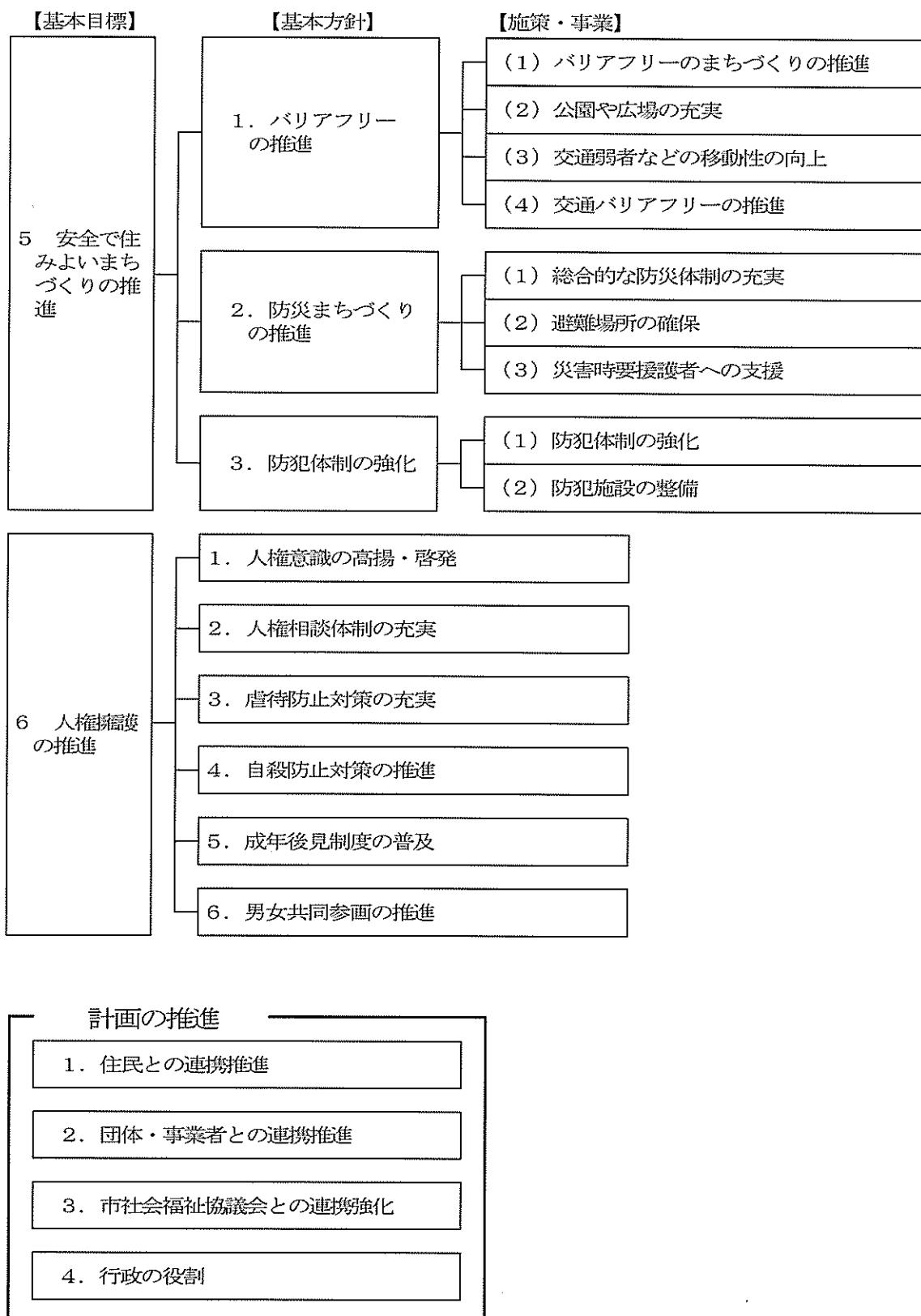
---

※ノーマライゼーション：誰もが住みなれた地域で生活できるような「共に生きる」地域社会を目指すこと。今日の社会福祉における基本的な考え方となっている。

## 第4節 計画の体系









## **第4章 基本施策の展開**

---



## 第1節 住民参加による地域福祉の推進

### 【現状と課題】

近年では、多様な地域活動への住民参加や関係団体と連携した活動が全国で広がりつつあり、特定非営利活動促進法（NPO法）の成立等、新たな活動の基盤整備も進められています。こうした状況を踏まえ、地域住民が主体となった地域福祉のまちづくりを推進していくことが求められています。

本市では、各種媒体を通じての情報提供や、市政懇談会等の広聴活動により、住民の意識啓発と、住民参加機会の拡充を図っていますが、様々な事情により情報が行き届かないことが考えられることから、今後も情報提供の充実に努めていく必要があります。

平成24年度の計画策定に伴うアンケート調査（以下、「平成24年度調査」という。）においては「地域の活動が不活発である」という意見は、平成19年度アンケート調査（以下、「前回調査」という。）と比較し若干減少しています。

本市が取り組むべき施策としては「地域福祉に関する広報・広聴と住民参加の促進」、「地域福祉の担い手の育成」、「福祉活動団体の支援と連携によるサービス支援体制の充実」等が挙げられています。

今後も、自助、共助、公助の理念に基づく地域を中心とした福祉を実現していくため、福祉教育の充実などによる住民意識の高揚を図るとともに、住民活動団体やNPO法人等、新しい公共<sup>※</sup>の担い手を育成し、地域福祉活動への住民参加や地域で支えあう体制づくりを促進する必要があります。

---

※新しい公共：従来は官が独占してきた領域を「民」に開いたり、官だけでは実施できなかつた領域を官民協働で担ったりするなど、住民や事業者（市内で活動しているボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、企業など）が公的な人材・土地・施設・資金等やサービスの提供に関わっていくという考え方。

## 【施策の方向】

### 1. 広報・広聴と住民参加の促進

#### (1) 広報・周知の充実

広報かさまや市ホームページ、メール配信サービス「かさめ～る<sup>※</sup>」をはじめ、各地区の公民館や集会所等の施設を利用するとともに、マスコミも活用し、地域福祉に関する情報提供を行い住民意識の向上と住民参加の促進に努めます。

#### (2) 広聴活動の充実

市政懇談会の開催をはじめ、さまざまな場面を通じて、住民の声が市政に反映できる仕組みづくりを進めます。

#### (3) 住民参加機会の拡充

住民がまちづくり活動を行う上で必要な情報の収集と提供を行います。また、ホームページや広報紙を活用した住民の意見・提案を聴取し、それらを市政に反映させる施策の充実に努めるとともに、参加機会の拡充を図ります。

### 2. 福祉に関する学習・啓発活動の推進

#### (1) 福祉に関する生涯学習の推進

地域福祉分野における指導者の確保に努める等、地域福祉活動に関する講座を充実させるとともに、出前講座等の活用を促進します。

#### (2) 学校・地域における福祉教育の推進

学校教育の中で地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、福祉教育やボランティア学習を推進します。

#### (3) 障がい者への理解・啓発活動の推進

ノーマライゼーション意識の普及を図るとともに、障がい者の自立した地域生活を温かく見守る住民意識を醸成するため、障がいや障がい者に関する正しい知識の理解・啓発に努めます。

---

<sup>※</sup>かさめ～る：笠間市独自のサービス。メールアドレスを登録することによって、行政情報や災害情報を携帯電話及びインターネット接続されたパソコンへメール配信する。

### **3. 地域福祉の担い手の育成**

#### **(1) ボランティア活動の普及・啓発**

市や市社会福祉協議会の広報誌やホームページ等により、住民にボランティア活動を普及・啓発するとともに、地域においてもボランティア活動への参加を幅広く呼びかけます。

#### **(2) ボランティア活動への支援**

ボランティア講座や体験事業の充実を図るとともに、子育てボランティア、高齢者や障がい者へのボランティアが活動しやすい仕組みづくりを進めます。

そのため、ボランティア活動に意欲のある住民・団体等のボランティア登録を促進するとともに、ボランティアの需給調整を行うコーディネート<sup>※</sup>機能の充実及びボランティアコーディネーター<sup>※</sup>の養成を図ることが重要であり、市社会福祉協議会が実施しているボランティアセンターや各種ボランティア団体等の情報提供や活動の紹介と住民参加を促進できるよう支援します。

#### **(3) 住民活動・NPO活動の促進**

新しい公共の担い手となる住民活動団体やNPO法人の育成、また福祉の増進を図る活動を展開する団体や法人の取り組みを積極的に支援します。

---

※コーディネート：ボランティア活動に関する相談連絡調整、仲介、情報収集・提供、広報活動の実施及び研修等を行うこと。

※ボランティアコーディネーター：ボランティア活動推進のための企画、情報提供、相談支援、研修、連絡調整、活動プログラム開発等を総合的にコーディネートする人。

## 第2節 利用者中心の福祉サービスの提供

### 【現状と課題】

住民の福祉サービスに対するニーズも多様化する中で、一人ひとりにあった適切なサービスを提供していくためには、サービスが必要となった場合の相談体制と情報提供の充実が最優先となります。

本市は、高齢者、介護、障がい者、子育てについて、福祉、保健、医療の各分野で個別の相談を実施していますが、各相談窓口の連携と充実が求められています。

平成24年度調査では、サービス情報を入手できているのは3割未満、半数以上の方は入手できていないと回答していました。また、前回調査と比べ、「近所・知り合い」からの情報入手が増加しています。現状では、「地域の回覧板」、「市役所の窓口や広報紙」、「社会福祉協議会の窓口や広報紙」が福祉サービスの主な情報源となっており、情報提供の充実に努めていく必要があります。

福祉情報に関しては、制度やサービスの周知という広域的な面と、高齢者や障がい者等の心身の状況や経済的な問題に係る個別的な面があり、地域からの情報を収集し、また提供していく上で、プライバシーの保護に十分配慮していく必要があります。

今後も、福祉サービスに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、高齢者、障がい者や子育てのそれぞれの専門分野では、福祉従事者の専門性の向上等を通じて、サービスの質の向上と効率の促進を図っていく必要があります。

## 【施策の方向】

### 1. 福祉に係る相談体制の充実

#### (1) 連携による相談体制の整備

住民が安心して必要なサービスを受けることができるよう、利用者のニーズに応じた適切な情報提供や関係機関や窓口相互の連携による相談体制の整備を図ります。

#### (2) 窓口における相談の充実

要援護高齢者、障がい者、子育てや低所得者への相談等、住民のニーズに応じた対応ができるよう、関係機関との連携を図りつつ、各窓口での相談体制の充実に努めます。

### 2. 効果的な情報発信・提供

#### (1) 情報公開の総合的な推進

各関係機関や相談機関との連携により情報の共有化を図るとともに、行政情報・生活情報及びまちづくり情報などさまざまな情報をより正確で迅速に提供できる体制づくりを推進します。

#### (2) 利用者に応じた情報提供の充実

住民が必要とする情報を、誰もが適切に得られるように情報提供の充実に努めます。

#### (3) 情報提供とプライバシーの保護

情報公開及び個人情報保護制度の適切な運用と地域からの情報提供システムについて検討するとともに、必要な人に適切な情報が伝達されるよう福祉情報の提供に努めます。

### 3. 福祉サービスの充実

#### (1) 各種福祉サービスの充実

地域住民が安心して生活できるよう高齢者福祉、障害者福祉や児童・母（父）子福祉の各施策により、各種福祉サービスの充実を図ります。

#### (2) 気軽に利用できるサービスの充実

子どもから高齢者まで気軽に集えるサロン活動を支援し、子育てや健康づくりに関する教室等、地域において気軽に利用できる福祉サービスの充実を図ります。

#### (3) 低所得者福祉の充実

関係機関、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員及びハローワーク等との関係強化や情報の共有化を図ることにより、低所得者の自立に向け、実状にあった相談、指導体制の充実を図ります。

## 4. サービス利用支援の充実

### (1) 自立支援と権利擁護の充実

ひとり暮らし、寝たきりや認知症等の高齢者、知的障がい者や精神障がい者と、その家族のために、地域包括支援センターによる福祉サービスや権利擁護のための相談体制の整備を進め、判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の充実を図ります。

### (2) 利用者の保護

サービス利用者が良質で適切な福祉サービスを選択できるように事業者情報開示を積極的に進めるとともに、客観的な情報提供としての第三者評価制度<sup>※</sup>の普及・促進を図ります。また、サービス利用者のプライバシーの保護に努めます。

---

※第三者評価制度：社会福祉施設（保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設、精神障害者社会復帰施設等）において、より良い福祉サービスが提供されるように、公正・中立な評価機関が評価を行う制度。これにより、利用者も評価結果を情報として活用できる等のメリットがある。

### 第3節 保健・医療と生きがいづくりの推進

#### 【現状と課題】

少子高齢化が急速に進行する中で、生活習慣病や心の病など、健康の問題も複雑化し、健康の維持・増進に対する住民の関心は高まりをみせています。国では「健康日本21」を策定し、単に病気の早期発見や治療にとどまらず、健康な状態で生活できる健康寿命の延伸を目指しています。

本市では、住民の健康づくりに関わる各種教室や講座の実施、健康診査や定期相談による予防対策、医師会等医療機関との連携による平日夜間・日曜初期救急診療体制の確立など、健康づくり活動や安心できる地域医療体制の確立に努めてきました。そして、WHO<sup>※</sup>が提唱する「健康都市」を目指し、平成23年2月に「健康都市かさま」を宣言し、住民と行政が一体となって総合的な都市環境の向上に資する取り組みを推進しています。

今後は、子どもが健やかに生まれ育つ環境整備をはじめ、心身の健康維持、増進策を積極的に展開し、産業、福祉、教育、スポーツなど分野横断的な事業連携の強化を図りながら、安心できる保健・医療体制を構築していく必要があります。

また、働く意欲のある人たちへの就労の確保を進め高齢者、障がい者及び母子世帯等が、地域で自立した生きがいのある生活ができるよう支援していく必要があります。

---

※WHO：世界保健機関（World Health Organization）。人間の健康を基本的人権と捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関。

## 【施策の方向】

### 1. 健康都市づくり住民運動の促進

#### (1) 健康都市講座の推進

健康都市講座を実施して、健康に関する正しい知識と情報を提供し、「健康都市づくり」という理念に向かっているという意識の共有を図り、住民の自主的な保健予防活動を促進します。

#### (2) 健康都市づくり運動の連携と交流の促進

健康に関する取組みなどの情報の提供を充実するとともに、住民運動相互の交流を促進します。

#### (3) ヘルスリーダーによる活動の促進

ヘルスリーダー（健康づくりのリーダー）を計画的に養成し、テーマ別・地域別の活動を促進し、事業の拡充発展を支援します。

### 2. 保健・医療との連携強化

#### (1) 健康づくりの推進

健康診査、がん検診を推進することにより疾病の早期発見及び早期治療に努めるほか、相談体制を充実させ住民の健康、医療、子育て、介護等についての不安を解消し、健やかな日常生活の創造に寄与します。

また、健康体操及び食育講座の普及を図り、生活習慣病を予防します。

#### (2) 医療機関・医師会や歯科医師会との連携強化

県立中央病院と市立病院、市内医療機関等の機能分担や連携を推進するとともに特に市医師会や歯科医師会との協働により住民が安心して医療が受けられる体制を構築します。

#### (3) 在宅医療の推進

保健・医療・福祉の各事業の連携を推進するとともに、救急診療事業等の周知を図り、安心してかかる医療体制を整備します。

#### (4) 市立病院の役割と機能の充実

保健や福祉関連事業との連携強化を図り、在宅医療を重視して訪問診療を積極的に行うなど、地域に密着した高齢者が安心してかかる病院としての現有機能を継続的に充実強化します。

また、市立病院平日夜間日曜初期救急診療の充実を図ります。

### **3. 就労支援の充実**

#### **(1) 多様な就労機会の確保**

働く意欲のある高齢者、障がい者、子育て中の親やひとり親家庭、低所得者等に対し、個人のニーズに応じた就労機会の確保に努めます。

#### **(2) 雇用・就労相談の充実**

高齢者、障がい者やひとり親家庭、低所得者等の雇用について、ハローワーク等の関係機関と連携を強化し、就労に関する相談や指導の充実に努めます。

#### **(3) 企業に対する雇用啓発の推進**

企業に対して、障がい者の雇用を促進する各種報奨制度、助成制度の周知を図るとともに、障がい者の雇用についての理解と法定雇用率<sup>※</sup>の達成に向けた啓発を行います。

#### **(4) シルバー人材センターへの支援**

高齢者の生きがいづくりや社会参加の場として、シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者がそれぞれの経験や技能を生かせる就労の場の提供に努めます。

#### **(5) 母子世帯への就労支援**

母子世帯が、経済的自立ができるよう、また、より早く就労できるよう支援します。

---

※法定雇用率：民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないこととされている。

## 第4節 地域で支えあう体制の充実

### 【現状と課題】

地域における社会参加の機会や世代間交流を活発にしていくことで、人々の生きがい、健康づくり、介護予防、孤立感の解消や子どもたちの社会性や協調性を養うことが期待されています。本市では、市社会福祉協議会をはじめ、各種団体が様々な地域課題の解決に向けた活動を展開しています。これらの団体が自立し活動していくよう支援をしていく必要があります。

また、地域における新たな創業、雇用の創出や働きがい、生きがいを生み出すものとしてコミュニティビジネスが各地で展開されており、本市においても地域資源を活用した事業の展開を振興していくことが重要と考えられます。

今後は、住民サービスを充実させるために、各種団体と連携を強化していくとともに、コミュニティの活性化に向けた各種の事業を推進し、「共助」の意識を醸成し、持続できる地域コミュニティの育成及び支援を展開する必要があります。

### 【施策の方向】

#### 1. 各種団体への支援と子育て支援の充実

##### (1) 地域福祉活動団体等の育成・支援

地域福祉による支えあいが發揮されるよう市社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動の主体となる団体等の育成・支援を進めます。

##### (2) 青少年育成団体の充実・支援

子ども会や青少年育成団体が、自主的に円滑に活動できるよう、組織や指導者の育成に努め、活動を支援していきます。

##### (3) 高齢者クラブ活動への支援

高齢者クラブ活動は、生きがいと健康づくりにおいてその役割はますます大きくなるため、魅力ある自主活動を支援していきます。

##### (4) 障がい者団体等への支援

障がい者団体等の活動の場の提供や育成を図ります。また、各障がい者団体相互の連携強化とネットワークづくりを推進します。

##### (5) 子育て支援の充実

子育てに関する不安感や負担感を解消するため、関係機関との連携を図り、相談体制をさらに充実して育児支援の環境づくりを進め、子育て世代の保護者を支援します。

## 2. コミュニティの基盤づくり

### (1) コミュニティ活動の活性化

地域福祉活動の主体となる団体や行政区組織に対して、行政情報の提供や地域での交流活動への支援を行い、コミュニティ活動の活性化を図ります。

### (2) コミュニティ施設の整備・充実

地域コミュニティ<sup>※</sup>の拠点として、地域の様々な資源（集会所等）を活用して、誰もが気軽に参加し、交流できる地域の拠点づくりを進めます。

### (3) コミュニティビジネスの振興

高齢者、介護、障がい者や子育て等への生活支援、その他福祉に関連する分野において、コミュニティビジネスを考えている方や団体・グループ等への支援を行います。

### (4) 家庭や地域の教育力の強化

学校、公民館、青少年育成団体やP T A等との連携により、地域と一体となって青少年を見守り指導する体制を整える等、家庭や地域の教育力の強化を図ります。

### (5) 非行防止活動の推進

未成年者の飲酒・喫煙防止をはじめ、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による青少年非行・問題行動の未然防止に向け、関係機関・団体や地域住民が相互の連携を図りながら、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。

## 3. 地域における交流活動の推進

### (1) 地域との交流活動の推進

地域の文化活動やスポーツ大会等に参加し、地域との交流を持つことにより自分の役割が確認でき、満足感や達成感につながります。住民だれもが各種行事等に気軽に参加できるよう環境整備に努めます。

### (2) 世代間交流の促進

子どもから高齢者まで、世代を超えた交流が地域を豊かにします。子どもは大人から知識や経験を学ぶことによって成長し、大人は子どもと接することによって、活力をもらうことがあります。子どもから高齢者までの3世代交流の場を確保し、住みよい地域となるよう取り組んでいきます。

---

※地域コミュニティ：地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。

## 第5節 安全で住みよいまちづくりの推進

### 【現状と課題】

だれもが暮らしやすく、社会参加しやすい福祉のまちづくりに向けて、地域のバリアフリー化や移動手段の確保に努めるとともに、高齢者や障がい者等に対する災害時の援護体制、防犯対策等を充実していく必要があります。

本市ではこれまで、住民生活の利便性の向上や安全性の確保のため、幹線道路の整備、危険箇所・狭あい道路の解消や歩道の整備などに努めてきました。

また、東日本大震災を教訓とした災害に強いまちづくりの推進とともに、災害時要援護者への避難支援体制の確立が求められています。

防犯対策としては家庭、地域、学校との連携のもと、犯罪防止に向けたパトロールの強化や地域における見守り活動等、地域ぐるみの防犯に取り組んでいます。

平成24年度調査では、地域の課題として、「緊急時の対応体制がわからない」、「安心できる子どもの遊び場が少ない」が挙げられ、今後取り組むべき施策として、「防犯・交通安全・防災体制の充実」、「子どもたちが安心して遊べる身近な公園・緑地の整備」、「移動手段の充実」等が求められています。

### 【施策の方向】

#### 1. バリアフリーの推進

##### (1) バリアフリーのまちづくりの推進

「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、住宅、生活環境の整備等、福祉のまちづくりを計画的に推進します。

##### (2) 公園や広場の充実

災害時の避難場所としての機能を確保しながら、だれもが安心して気軽に憩える公園や広場の充実に努めます。

##### (3) 交通弱者等の移動性の向上

交通事業者や各団体との連携のもと、平成20年2月よりデマンド交通システムを導入しました。今後、さらにシステムの見直しを行い、交通弱者等に配慮したより利便性の高い移動手段の向上を図ります。

##### (4) 交通バリアフリーの推進

移動の際の利便性及び安全性を向上させるため、だれもが移動しやすくかつ、歩きやすい安心・安全な道路交通環境の整備を図っていきます。

## **2. 防災まちづくりの推進**

### **(1) 総合的な防災体制の充実**

住民一人ひとりが、平常時から災害に対する備えに心がけるとともに、「自助」・「共助」に基づく、自主防災組織の設立を推進します。

また、住民、企業等に飲料水及び食料品の備蓄を要請するとともに、防災訓練を支援し、計画的な防災対策を推進します。

### **(2) 避難場所の確保**

身近な学校施設や公園等、だれもが安心して避難できる避難場所や福祉避難所（災害時要援護者避難施設）との連携強化に努めます。また、災害時における避難場所の周知を図るため、広報かさまや市ホームページ等を通じて災害時における避難場所の周知を図ります。

### **(3) 災害時要援護者への支援**

災害時における緊急連絡体制を整備するため、災害時要援護者名簿及び避難支援プランを作成し、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ要援護者に係る情報の共有化を図り、安否確認、避難誘導体制を整備します。

## **3. 防犯体制の強化**

### **(1) 防犯体制の強化**

防犯ボランティアや防犯連絡員等の関係団体との連携のもと、パトロールや子ども、高齢者の見守り等、地域ぐるみの防犯体制の普及強化を図ります。

また、空き巣、窃盗のほか振り込め詐欺などの知能犯対策として、消費生活センターなどとの連携を図り、防犯対策講習や啓発活動を実施します。さらに、インターネットにおいて青少年の健全な成長を阻害するおそれがある情報が流通しており、インターネットの適切な利用に関する教育および啓発を進めます。

### **(2) 防犯施設の整備**

夜間の犯罪等を未然に防ぐため、通学路等への防犯灯の設置を図るとともに、地域コミュニティや企業と協力しながら、適切な維持管理を進めます。

## 第6節 人権擁護の推進

### 【現状と課題】

福祉サービスの提供が措置から契約へと移行して以来、判断が十分でない人たちが安心して福祉サービスを受けるため、日常生活自立支援事業や成年後見制度等がありますが、これらの事業・制度についての周知は十分とは言えず、制度の円滑な利用に向けて、関係機関や関係団体と連携し、制度の普及啓発に努めていく必要があります。

また、近年では、高齢者、障がい者や子どもへの虐待等が社会問題化しており、平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律」に続き、平成17年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しています。

本市においても、関係機関との連携を図りながら、虐待の未然防止のために、相談支援体制等の整備充実を図っているところです。

同様に、DV（ドメスティック・バイオレンス）※等の人権侵害に対しても、気軽に相談できる窓口を設置し、被害者の安全確保と、一時的な保護や自立支援等の方策に取り組む必要があります。

また、人権侵害は男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるため、DV防止法や女性に対する暴力をなくす運動の周知など、DV防止のための意識啓発を図る必要があります。

我が国の自殺者数は、平成10年に3万人を超えた後高止まりのまま推移しています。このようなことから、平成19年に自殺総合対策大綱が定められました。本市でも平成22・23年度に地域自殺対策モデル事業を県とともに実施し、講演会や街頭キャンペーン等により啓発活動を行い、ゲートキーパー※の育成をしてきました。自殺対策は地域での支えあいや、様々な社会問題に取り組んでいくことが重要となります。

---

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：家庭内の暴力。夫から妻、母から子、子から親、兄弟間の暴力等、家庭内の様々な形態の暴力。

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

## 【施策の方向】

### 1. 人権意識の高揚・啓発

家庭、地域、学校、企業などあらゆる場において、人権に対する正しい理解と行動が実践できるよう講演会の開催等を通じて啓発活動を推進し、住民の人権意識の高揚を図ります。

### 2. 人権相談体制の充実

DVや、高齢者、障がい者、子どもへの虐待等、住民の抱える様々な人権に関する問題を解決に導いていくため、関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。また、被害者の一時的な保護や自立支援等の方策に努めます。

### 3. 虐待防止対策の充実

虐待の早期発見とDV等に迅速かつ的確に対応するため、地域住民や関係機関の連携により要保護児童対策地域協議会<sup>※</sup>や地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターにおいて児童、高齢者、障がい者および配偶者等への虐待防止に努めます。

### 4. 自殺予防対策の推進

啓発活動のほか、相談機関の周知徹底や連携強化、地域の人材育成等の研修に取り組み、リスクが高い方の早期発見と適切な支援ができる体制作り等を推進します。

### 5. 成年後見制度の普及

判断能力が十分でない人の財産管理、入院、介護や福祉サービスの利用、施設への入所等について、代理権等の権限が与えられた成年後見人が本人を保護支援する制度の普及に努めます。

### 6. 男女共同参画の推進

男女が互いに尊重しあい、家庭、地域や職場のそれぞれの場面で個性や能力を發揮できるように、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発活動を推進します。

---

※要保護児童対策地域協議会：虐待や非行などの要保護児童に関する問題について、関係機関等の連携により、早期発見や適切な保護を図ることを目的に設置された組織。



## **第5章 計画の推進**

---



## **第1節 計画の推進**

誰もが安心して充実した生活を送るためには、人と人のつながりや、それぞれが持つ力を活かした地域づくりが重要です。そのためには、住民、地域、団体や事業者、市社会福祉協議会、行政の連携協働が必要です。

それぞれの役割を果たし、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

### **【施策の方向】**

#### **1. 住民との連携推進**

地域福祉を推進するうえで、最も大切なことは、住民一人ひとりが地域づくりの力であり、福祉を支える担い手であるという意識を持つことです。

そのために、地域の行事やボランティア活動への参加など、身近なことが地域福祉活動のきっかけとなります。一人ひとりの力では解決できない問題についても、その地域で暮らす人たちと連携協働により解決を図ります。

#### **2. 団体・事業者との連携推進**

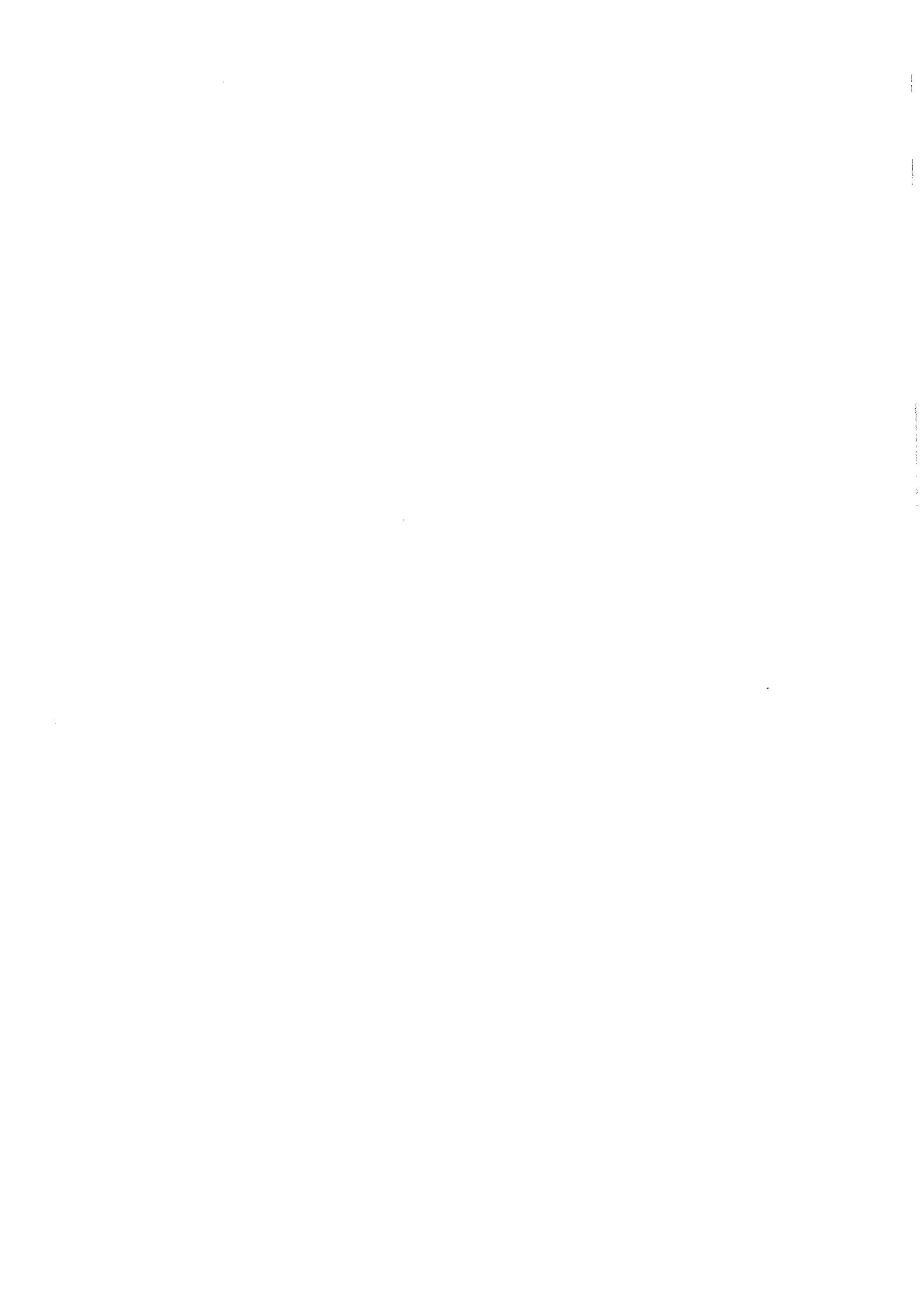
それぞれ団体・事業者の持つ専門知識や技術、施設の提供または豊かなマンパワーを活かしたボランティア活動など、地域の活性化や福祉の推進となるよう連携・協働を図ります。

#### **3. 市社会福祉協議会との連携強化**

市社会福祉協議会は地域福祉を進める中心的な団体であり、本計画と市社会福祉協議会が策定した「笠間市地域福祉活動計画」に基づき、市と市社会福祉協議会が連携して地域福祉の推進に努めます。

#### **4. 行政の役割**

住民一人ひとりの幸せづくりを目指して、地域福祉を推進する関係機関・団体等と相互に連携協働を図り、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮し、福祉施策を総合的に進めます。



## 資料編





# 1. 笠間市地域福祉計画策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 笠間市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定に当たり、地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な調査検討を行うため、笠間市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 地域福祉を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 地域福祉のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 策定委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民の組織に所属する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福祉業務に携わる者
- (4) 各種福祉団体に関係する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

## (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 策定委員会は、委員長が招集する。
- 2 策定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第7条 策定委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

- 第8条 この告示に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

## 2. 笠間市第2次地域福祉計画策定委員会名簿

選考基準	所属団体等の名称・役職	氏 名	備 考
地域住民の組織に属する者	笠間市連合民生委員児童委員協議会 会長	瀬 畑 洋子	◎
	笠間市ボランティア連絡協議会 会長	太 田 寛子	
	公募委員	根 本 悠香	
学識経験を有する者	笠間市医師会	佐 藤 怜	
	笠間市歯科医師会 会長	清 宮 俊秀	
福祉業務に携わる者	笠間市高齢者クラブ連合会 会長	藤 枝 好博	
	笠間市社会福祉協議会 事務局長	菊 池 治	
	障害者福祉施設	森 博 文	
各種福祉団体に関係する者	笠間市身体障害者福祉協会	久 保 田 遼平	
	幼稚園・保育所 こじか幼稚園 園長	川野輪 悅子	
関係行政機関の職員	水戸保健所 保健指導課長	鴨志田けい子	
	笠間市立病院 事務局長	打 越 勝利	
	笠間市福祉部長	小 松 崎 栄一	○

◎委員長 ○副委員長

## 3. 策定経過

年	日 時	内 容
平成 24 年	6月 20 日	第1回ワーキングチーム会議
	7月 25 月	第1回策定委員会
	8月～9月	市民意識調査の実施
	9月 28 日	第2回ワーキングチーム会議
	10月 17 日	第2回策定委員会
	11月 12 日	第3回ワーキングチーム会議
	11月 28 日	第3回策定委員会
平成 25 年	月 日	第4回ワーキングチーム会議
	1月 日	第4回策定委員会

## 4. 住民意識調査の結果概要

平成24年8月に住民の方を対象として実施した、地域福祉に関する意識調査の主な結果について示します。

### 1. 調査の目的

アンケート調査は、笠間市の地域福祉計画策定の際の参考資料とするために実施しました。

### 2. 調査設計

- ・調査地域 : 笠間市全域
- ・調査対象者 : 18歳以上の市民の方から無作為で抽出した1,000人
- ・調査方法 : 郵送配布・郵送回収
- ・調査期間 : 平成24年8月1日(水)～平成24年8月20日(月)

### 3. 回収結果

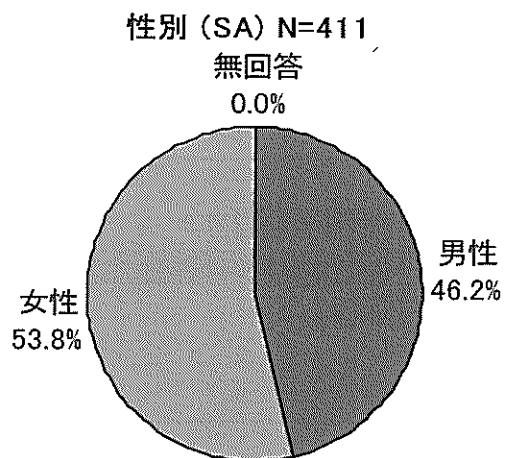
対象件数	回収件数	回収率
1,000件	411件	41.1%

### 4. 報告書を見る際の注意点

- (1) 図表の「N (Number of Case)」は、質問項目に対する回答者数を表しています。
- (2) 回答比率は百分率(%)で表し、小数点第2位を四捨五入して算出するため、合計が100%にならない場合があります。
- (3) 「SA (Single Answer)」は単数回答で、各設問について1つの選択肢のみの回答を示しています。
- (4) 「MA (Multiple Answer)」は複数回答で、各設問に対して2つ以上の選択肢の回答を示しています。
- (5) 質問項目に「あてはまるものすべてに○」または「主なもの3つまでに○」とあるものに関しては、1人の回答者が複数の選択肢に回答することができる質問であるため、すべての回答比率を合計すると100%を超える場合があります。

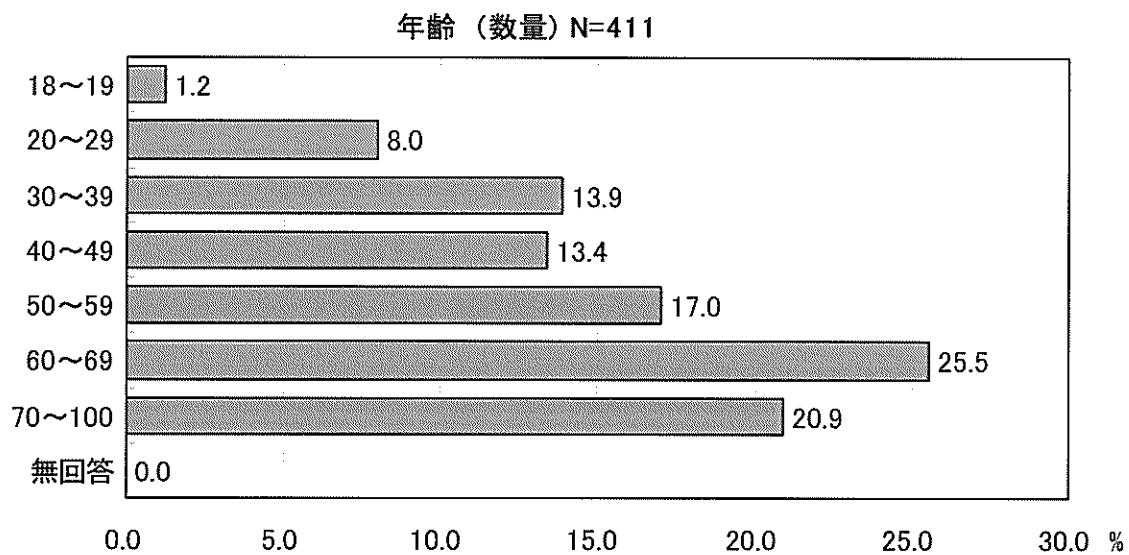
## 1. 回答者の性別

調査の回答者は、男性が 46.2 %に対して、女性が 53.8 %と、ほぼ半数の割合となっています。



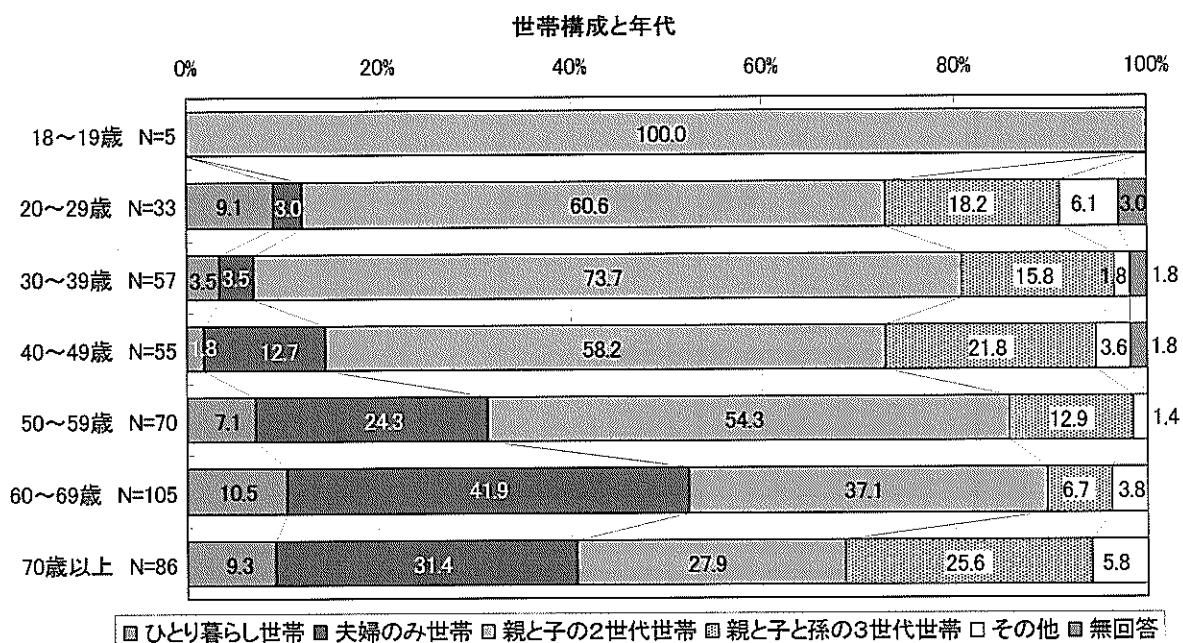
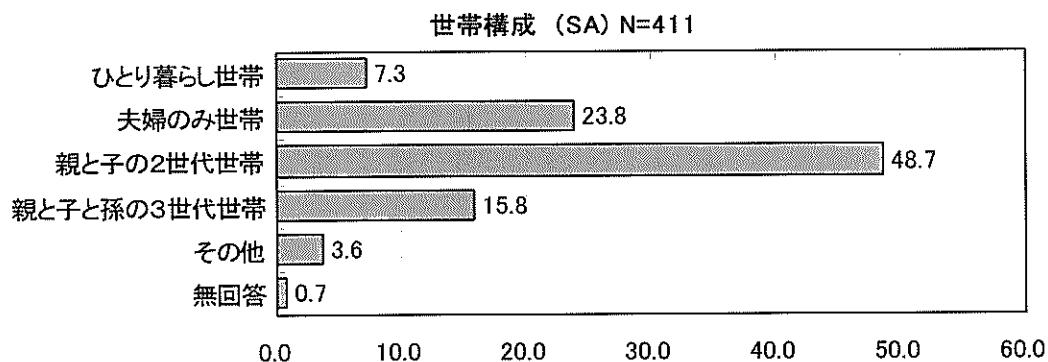
## 2. 回答者の年齢

回答者の年齢は、60歳代が 25.5 %ともっとも多く、また、50歳以上の世代が全体の 6 割以上を占めています。



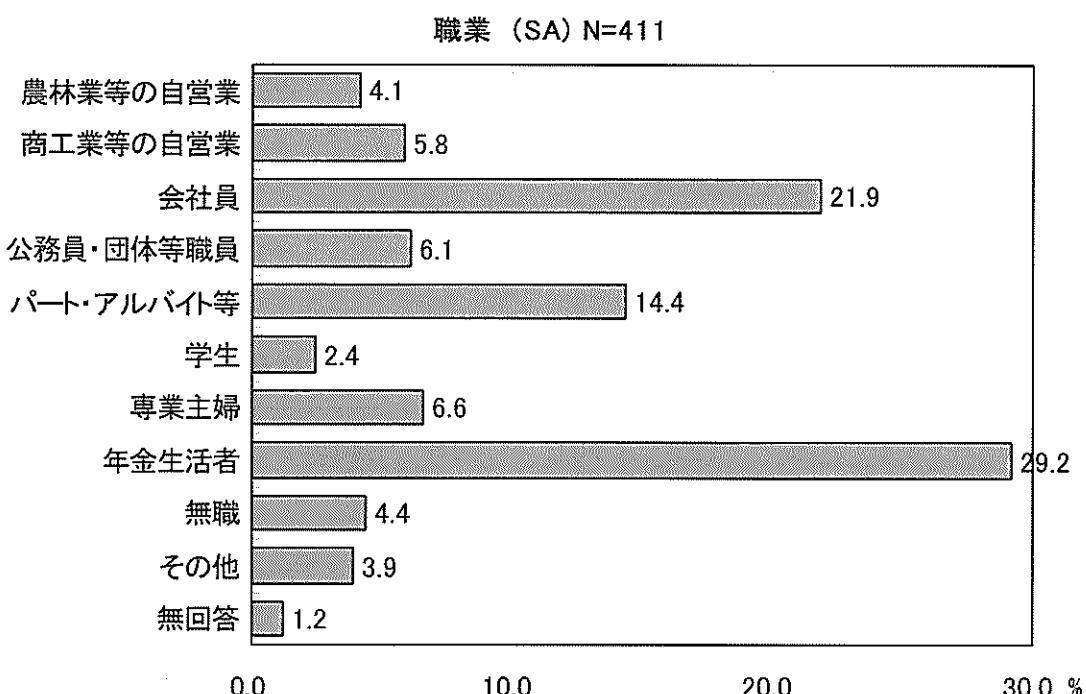
### 3. 世帯構成

世帯構成は、「親と子の2世代世帯」が48.7%と回答者の約半数を占めています。また、年代別では「ひとり暮らし世帯」又は「夫婦のみ世帯」の割合が60歳代の世帯では半数以上、70歳以上の世帯でも4割に達しています。



#### 4. 職業

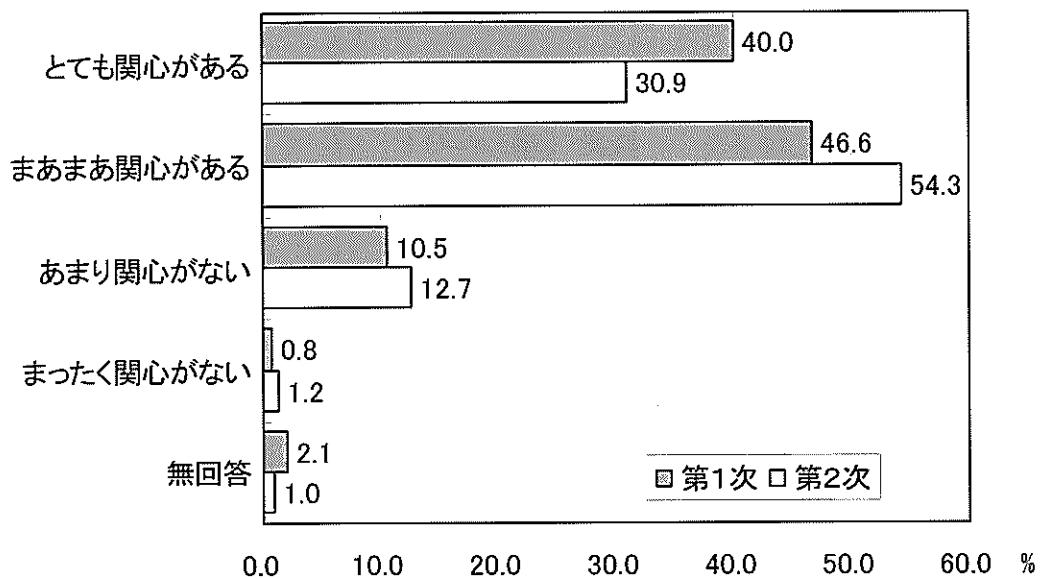
回答者の職業は、「年金生活者」が29.2%、「会社員」が21.9%，次いで「パート・アルバイト等」が14.4%となっています。また、60歳以上の方が全体に占める割合が46.4%のため「年金生活者」の割合が多くなっています。



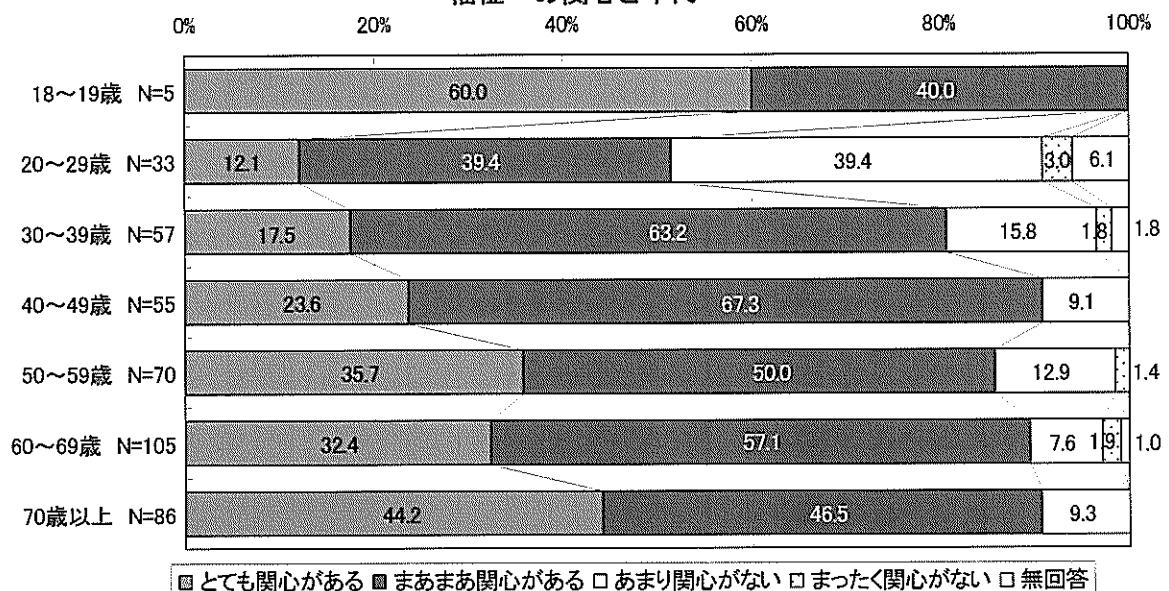
## 5. 福祉への関心

福祉への関心については、「とても関心がある」が30.9%、「まあまあ関心がある」を含めると85.2%の人が関心を示しています。また、全ての年代で高い関心が持たれています。

福祉への関心 第1次=727、第2次=411



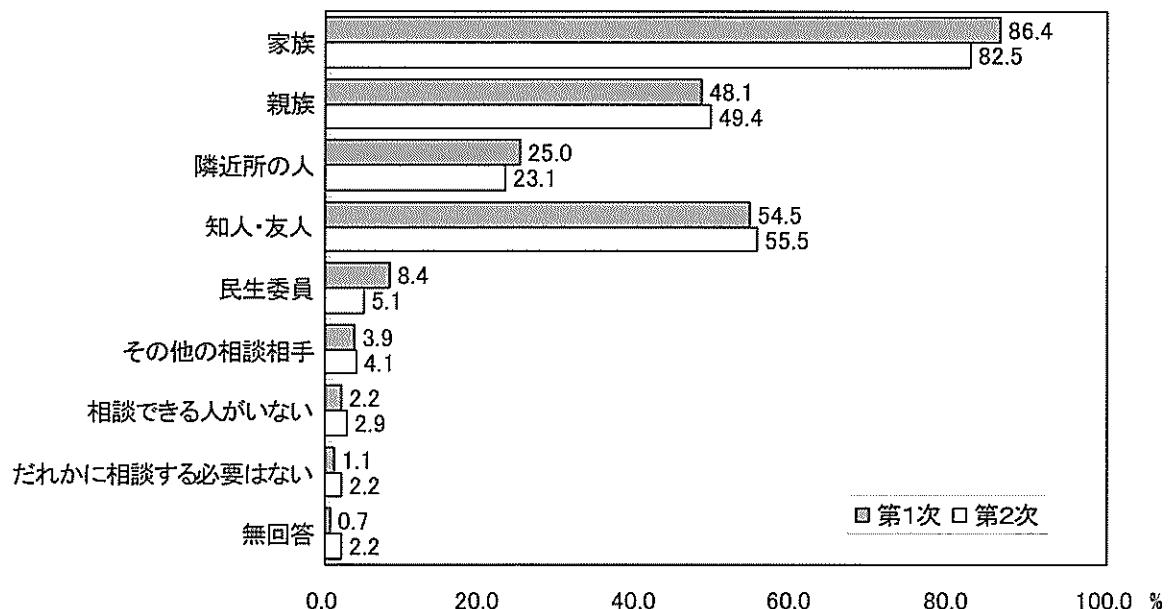
福祉への関心と年代



## 6. 困ったときの相談相手

困ったときの相談相手は、家族が 82.5 %でもっとも多く、次いで「友人・知人」、「親族」となっており、前回調査と変わっていません。また、40歳代と60歳以上の年代では「隣近所の人」の割合が比較的高くなっています。

困ったときの相談相手(MA) 第1次=727、第2次=411



困ったときの相談相手と年代

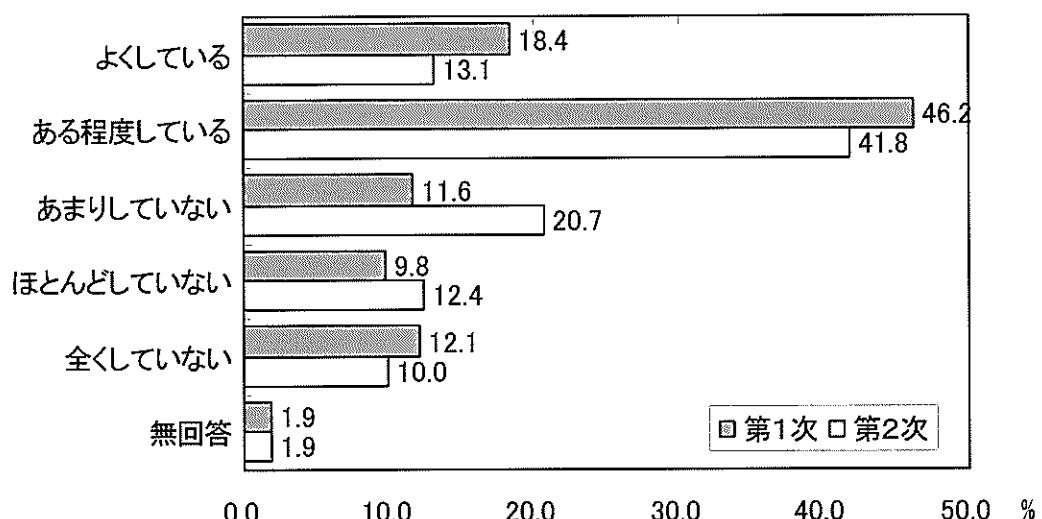
(%)

カテゴリ	家族	親族	隣近所の人	知人・友人	民生委員	その他の相談相手	相談できる人がいない	だれかに相談する必要はない	無回答
18~19歳 N=5	100.0	60.0	—	80.0	—	—	—	—	—
20~29歳 N=33	78.8	18.2	9.1	72.7	6.1	3.0	—	6.1	3.0
30~39歳 N=57	84.2	38.6	17.5	66.7	1.8	7.0	1.8	—	—
40~49歳 N=55	83.6	50.9	25.5	61.8	1.8	5.5	5.5	—	1.8
50~59歳 N=70	84.3	54.3	17.1	62.9	2.9	2.9	5.7	2.9	4.3
60~69歳 N=105	82.9	53.3	25.7	51.4	7.6	3.8	1.0	1.9	1.0
70歳以上 N=86	79.1	58.1	33.7	34.9	8.1	3.5	3.5	3.5	3.5

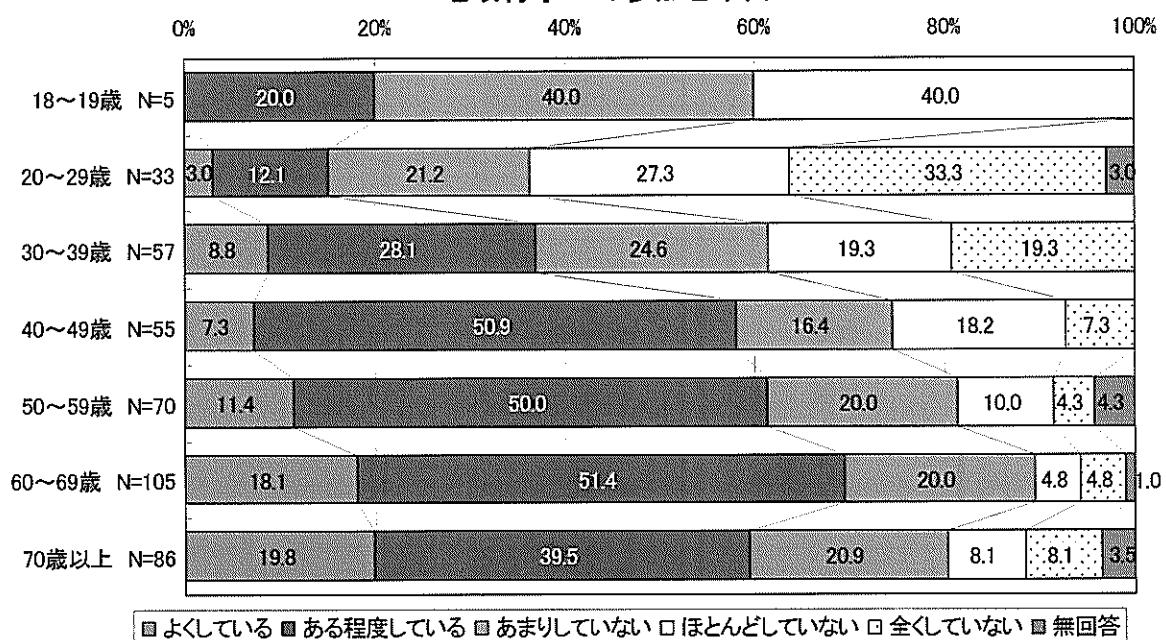
## 7. 地域行事への参加

地域行事への参加は、「よくしている」が13.1%、「ある程度している」が41.8%で合わせると前回調査同様、半数以上の人人が参加していると回答しています。また、ある程度以上参加している人の割合は40歳以上の年代で高くなっています。

地域行事への参加の程度 (SA) 第1次=727、第2次=411



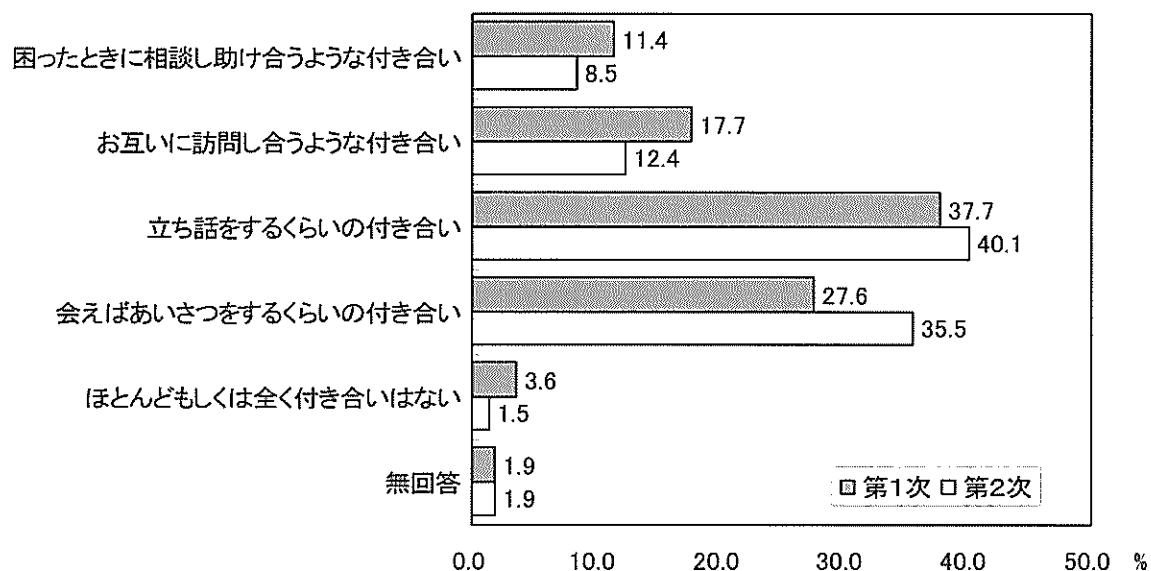
地域行事への参加と年代



## 8. 近所付き合い

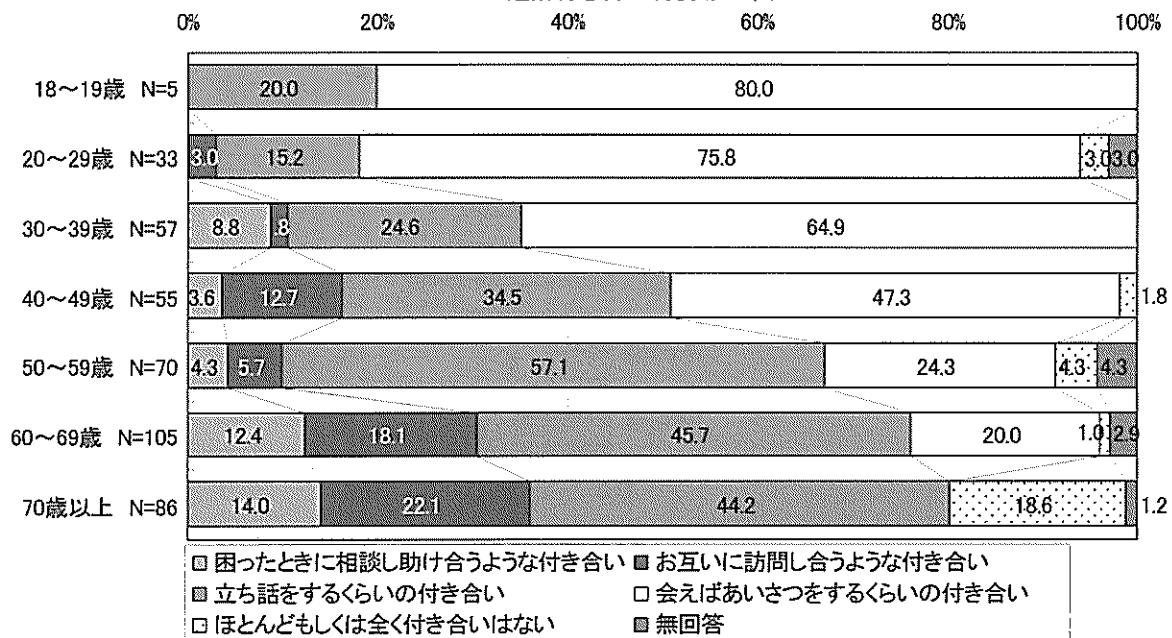
近所付き合いについては、前回調査以上に「立ち話をするくらいの付き合い」や「会えればあいさつをするくらいの付き合い」が多くなっています。また、年代が高くなるほど、親密な近所付き合いの割合が高くなっています。

近所付き合い (SA) 第1次=727、第2次=411



0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 %

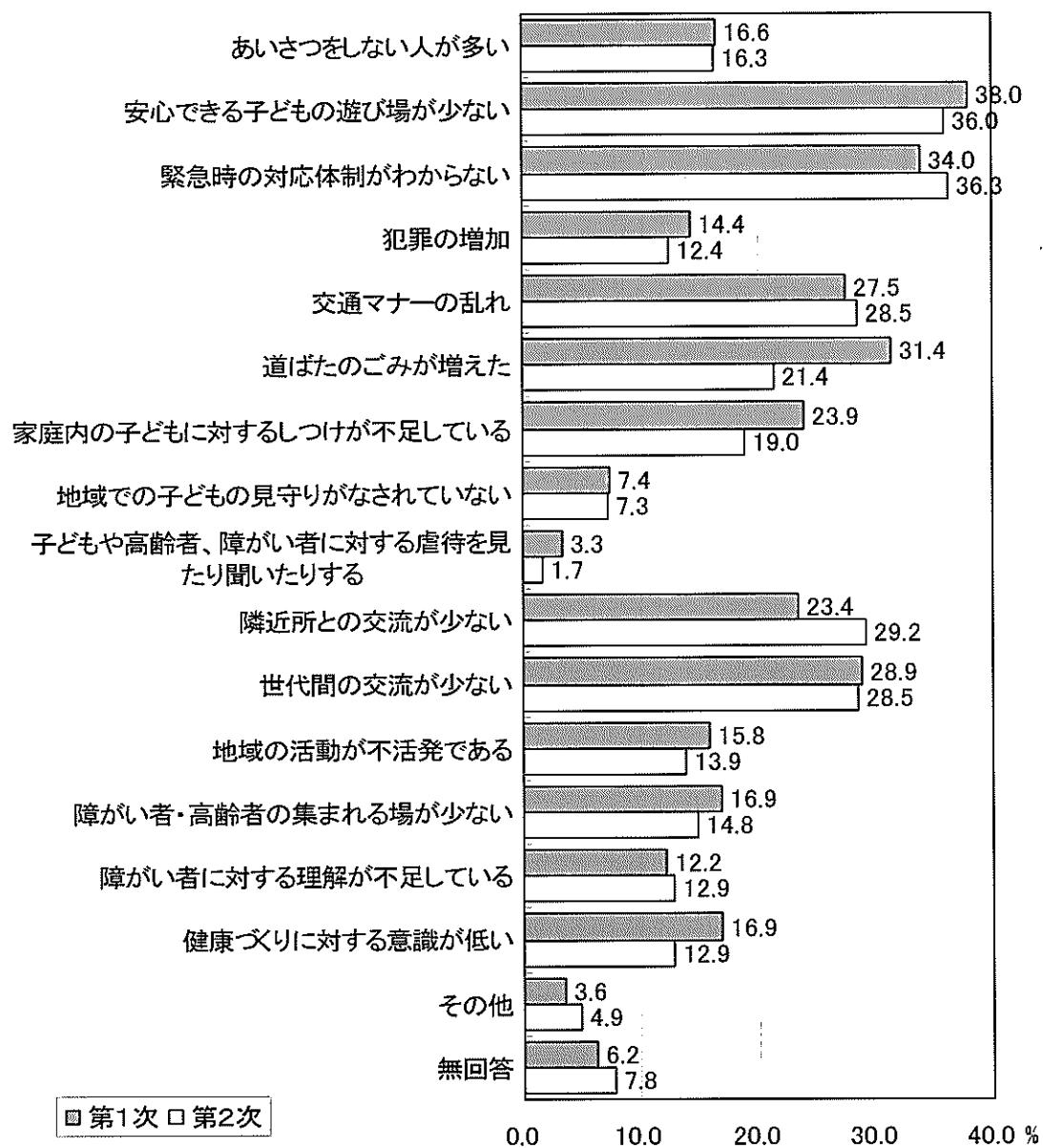
近所付き合い(現状)と年代



## 9. 地域の課題

地域の課題については、前回調査と比較すると「隣近所との交流が少ない」が5.8%増加し、「緊急時の対応体制がわからない」、「安心できる子どもの遊び場が少ない」が3割以上となっています。また、「道ばたのごみが増えた」、「家庭内の子どもに対するしつけが不足している」、「健康づくりに対する意識が低い」などは減少しています。

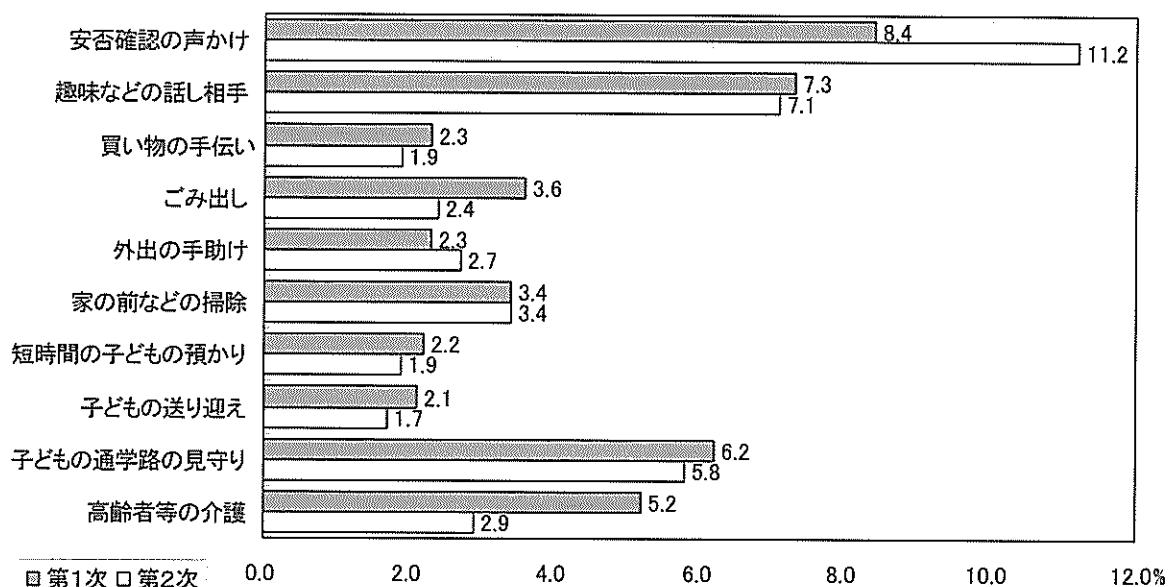
地域の課題について (MA) 第1次=727、第2次=411



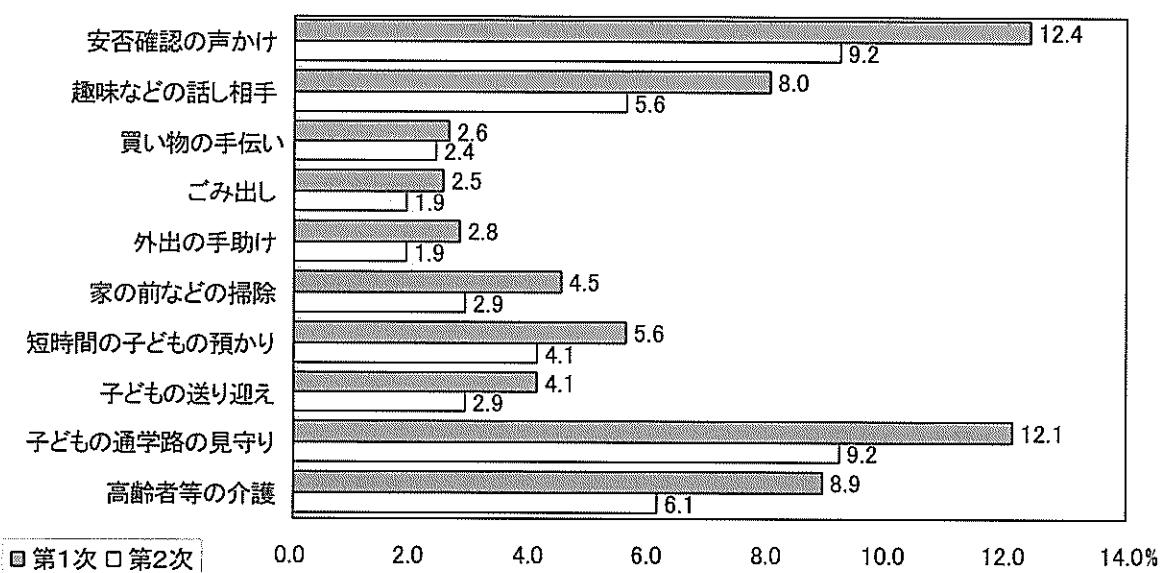
## 10. 必要な支援・手助け

必要な支援・手助けの現状として、現在助けてもらっていることは、「安否確認の声かけ」、「趣味などの話し相手」、「子どもの通学路の見守り」等が比較的高く、とりわけ「安否確認の声かけ」は前回調査より2.8%増加しました。今後助けてほしいことでは、前回調査より全体的に減少しましたが、「安否確認の声かけ」や「子どもの通学路の見守り」が9.2%と多くなっています。

助けてもらっていること (SA) 第1次=727、第2次=411



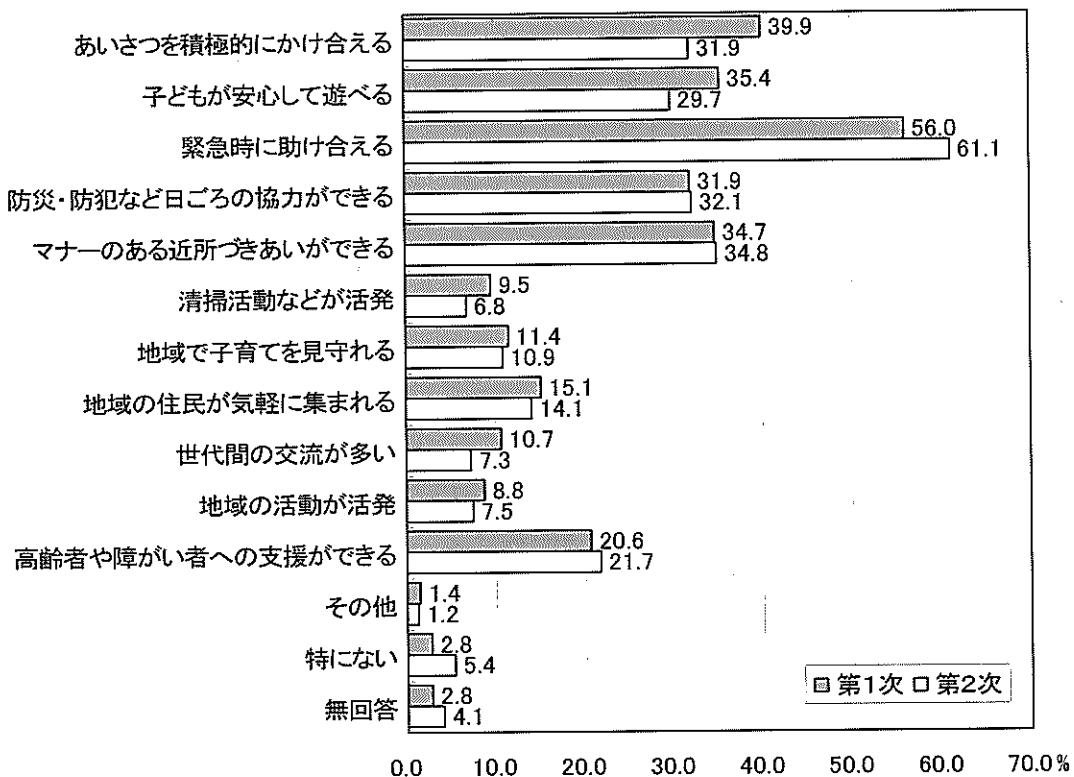
助けてほしいこと (SA) 第1次=727、第2次=411



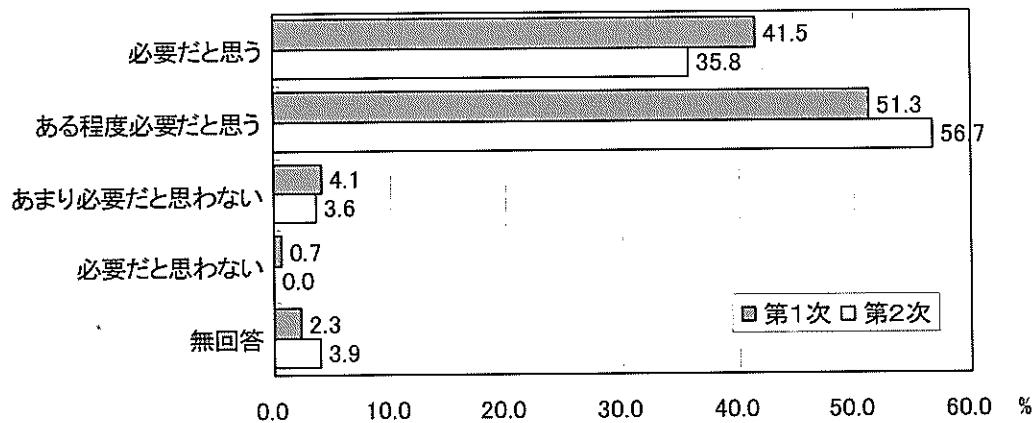
## 11. 地域に望むこと

地域に望むことに関しては、「緊急時に助け合える」が 61.1 %ともっとも多く、前回調査より 5.1 %増えています。また、「あいさつを積極的にかけ合える」、「防災・防犯など日ごろの協力ができる」、「マナーのある近所づきあいができる」、が 3割以上となっています。また、住民相互の協力について、「必要だと思う」、「ある程度必要だと思う」と必要性を感じている人が 9割以上となっています。

地域に望むこと (MA) 第1次=727、第2次=411



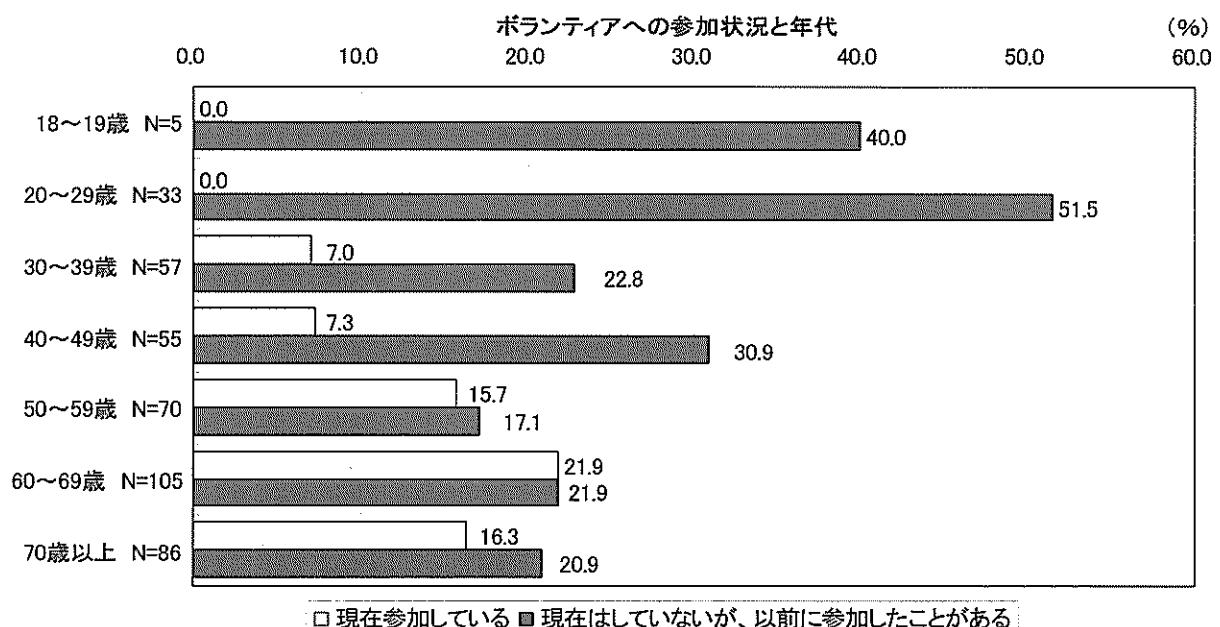
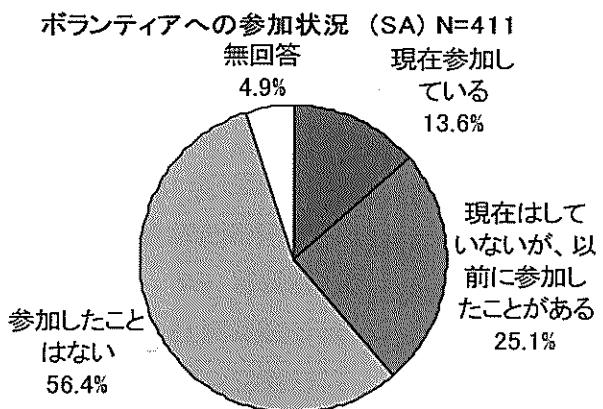
住民相互の協力 (SA) 第1次=727、第2次=411



## 12. ボランティアへの参加状況

ボランティアへの参加は、「現在参加している」、「現在はしていないが、以前に参加したことがある」を合わせると約4割の人に参加経験があります。

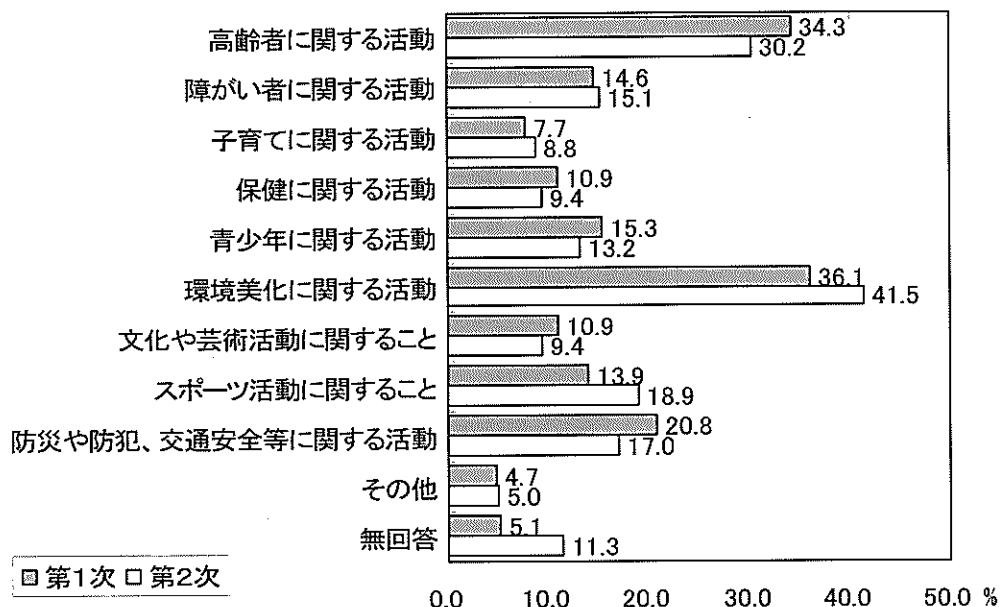
また、年代との関連では、若い年代に、以前に参加した経験が多く、60歳代をピークに年代が高いほど「現在参加している」割合が高くなっています。



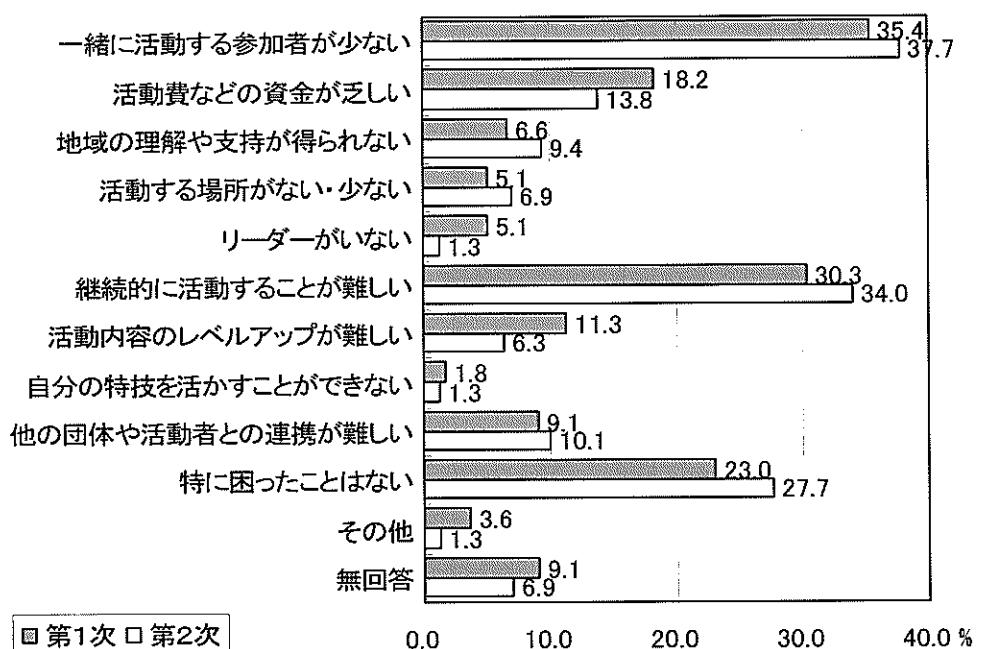
### 13. ボランティア活動の内容

参加したボランティア活動の内容は、前回調査より「環境美化に関する活動」、「スポーツ活動に関すること」が大きく増えています。また、ボランティア活動で困ったこととして「一緒に活動する参加者が少ない」、「継続的に活動することが難しい」等が挙げられています。

ボランティア活動の内容 (MA) 第1次=274、第2次=159



ボランティア活動で困ったこと (MA) 第1次=274、第2次=159

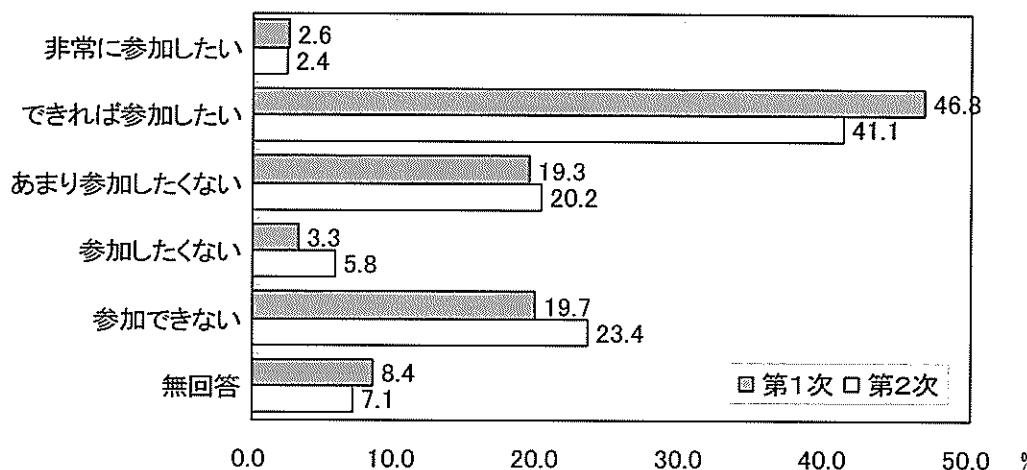


## 14. 今後のボランティア活動

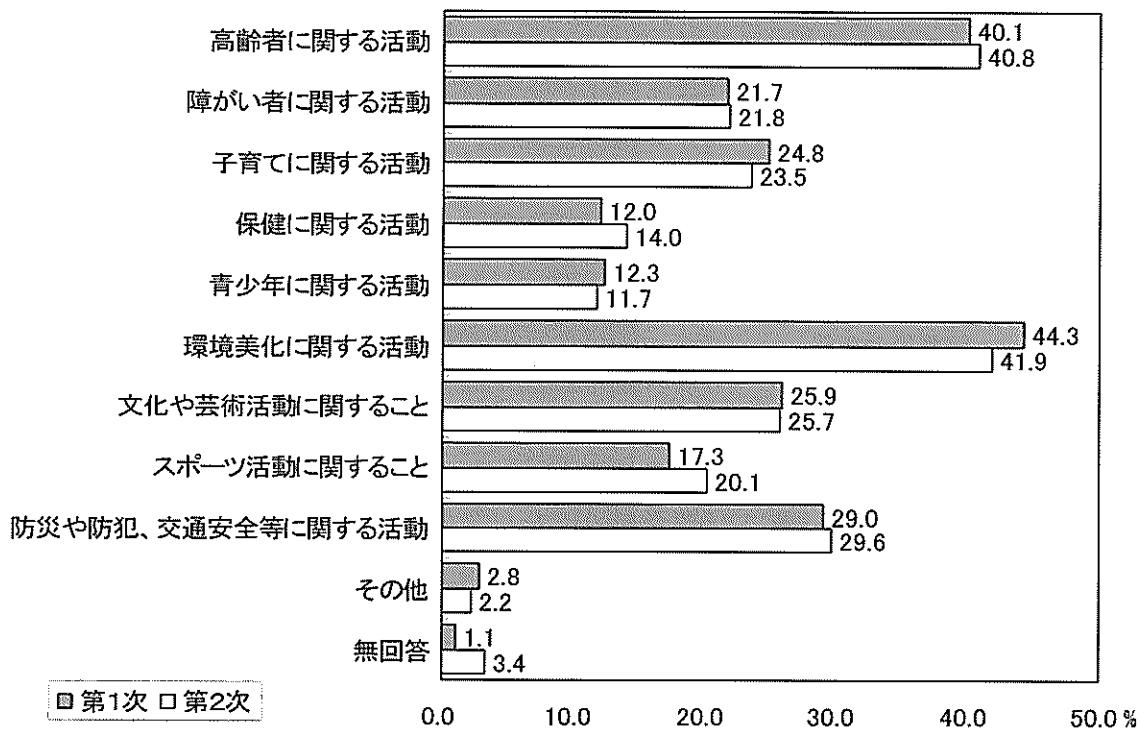
今後のボランティア活動への参加については、4割以上の人人が参加への意向を示していますが、前回調査よりも減少しています。

希望する活動内容は、「環境美化に関する活動」と「高齢者に関する活動」が4割以上と前回調査同様に多い傾向にあります。

今後のボランティア活動参加意向 (SA) 第1次=727、第2次=411



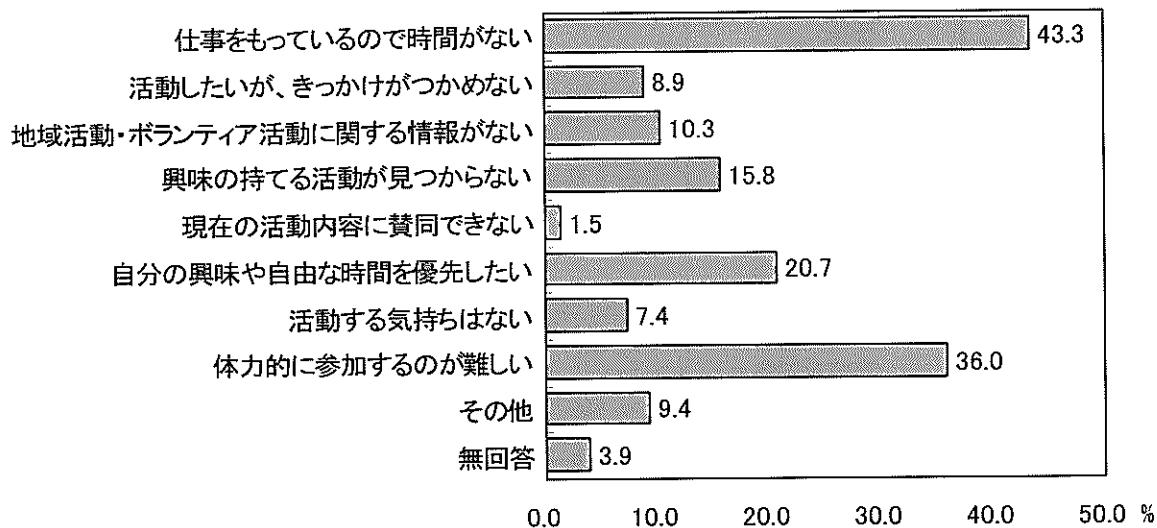
今後のボランティア活動の希望内容 (MA) 第1次=359、第2次=179



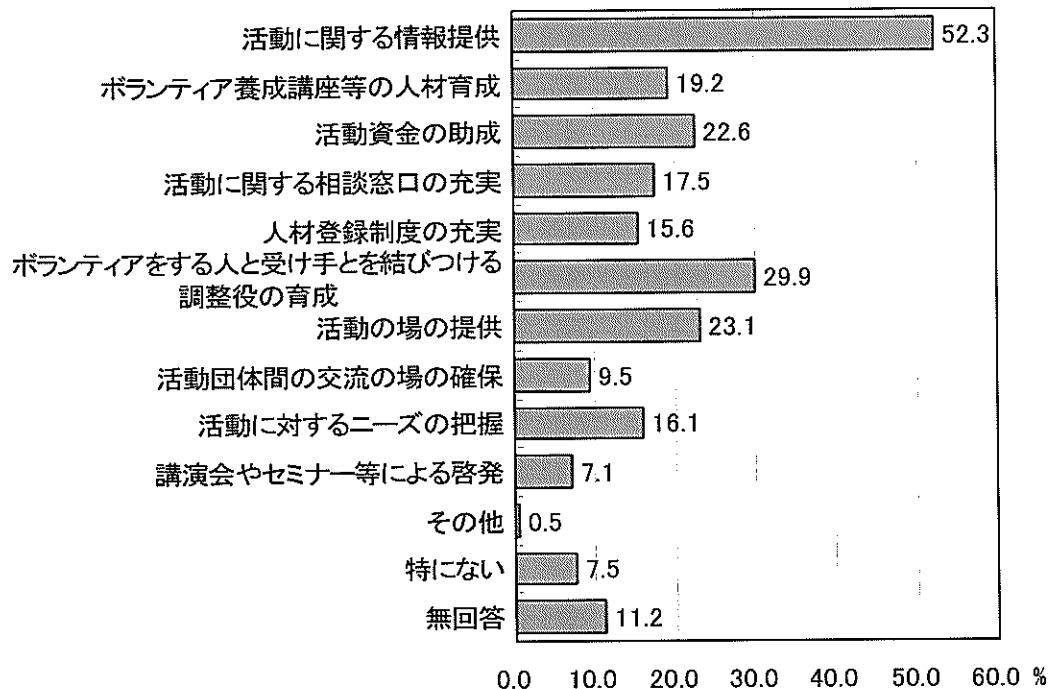
## 15. ボランティア活動に必要なこと

ボランティア活動に不参加の理由としては、「仕事をもっているので時間がない」が43.3%，次いで「体力的に参加するのが難しい」が36.0%となっています。また、今後活性化のために必要な取り組みとしては、「活動に関する情報提供」が52.3%と過半数を超えていました。

ボランティア活動に不参加の理由 (MA) N=203

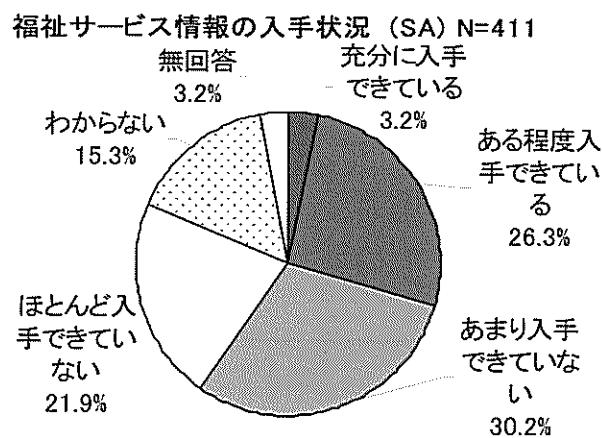


ボランティア活動活性化のための取り組み (MA) N=411

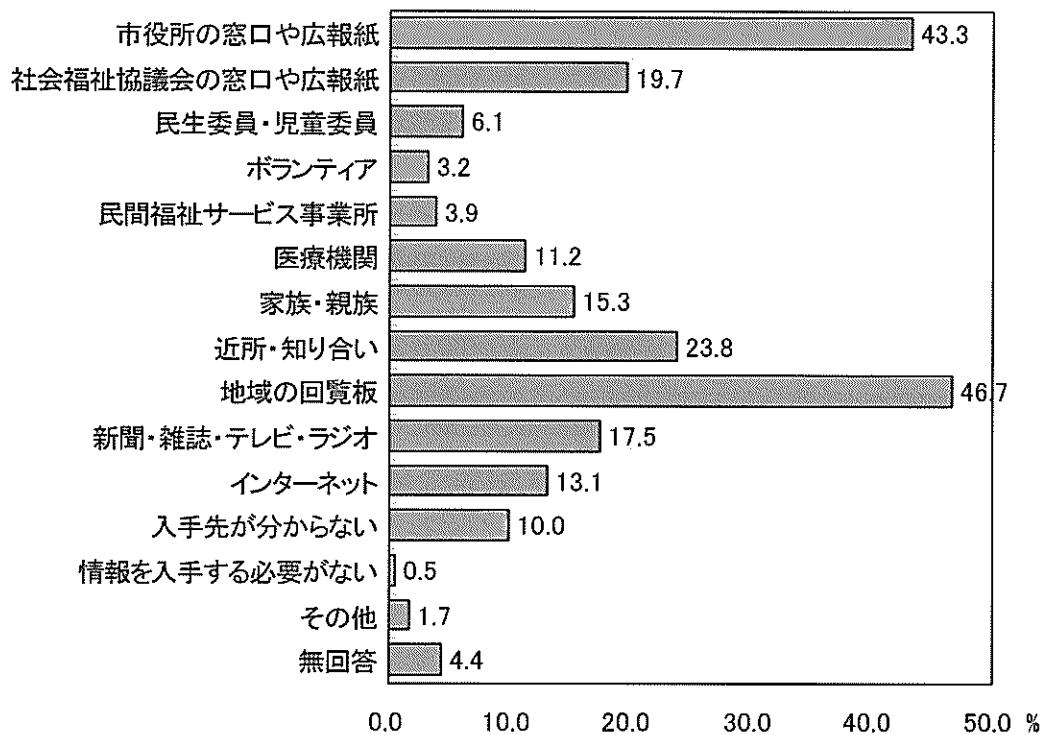


## 16. 福祉サービスに関する情報

福祉サービスの情報について、「充分に入手できている」及び「ある程度入手できている」を合わせて、入手できていると回答した人は約3割となっています。また、情報入手源としては、「地域の回覧板」及び「市役所の窓口や広報紙」が共に4割以上となっています。



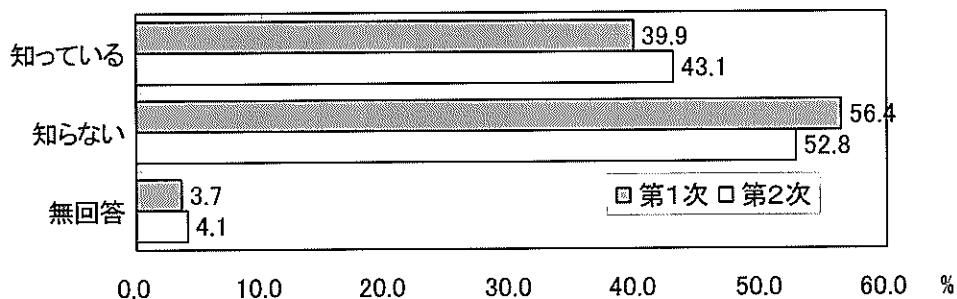
## 福祉サービスの情報入手源 (MA) N=411



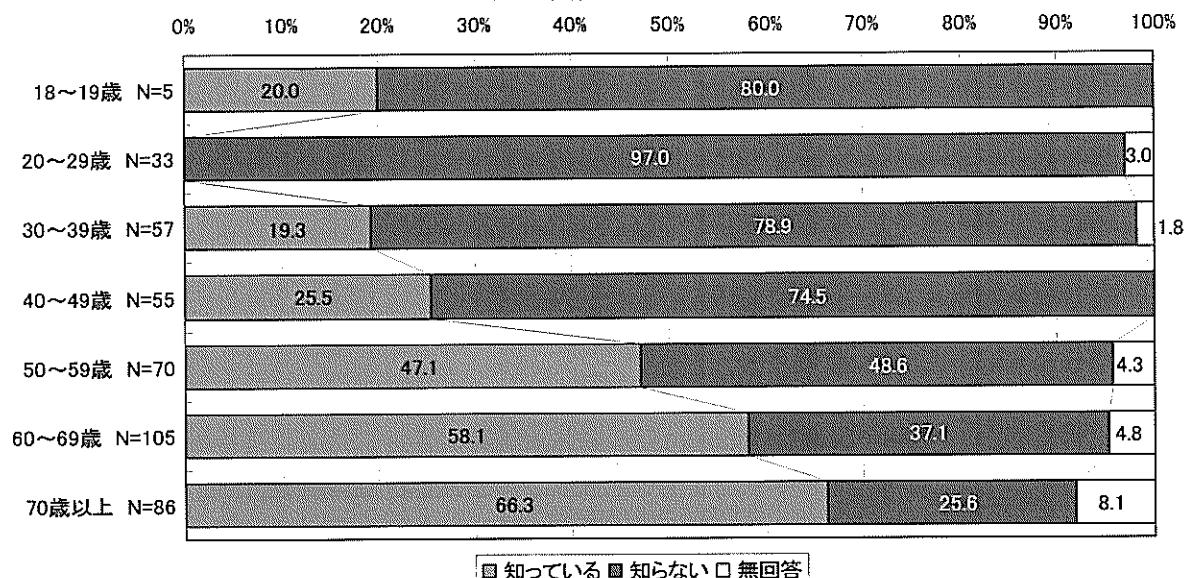
## 17. 民生委員について

住んでいる地区の民生委員について、「知っている」が43.1%と前回調査より増加しましたが、「知らない」と回答する人が、まだ52.8%います。また、年代が上がるほど「知っている」割合が高くなり、60歳代以上では過半数の人が「知っている」と回答しています。

民生委員の認知度 (SA) 第1次=727、第2次=411



民生委員の認知度と年代

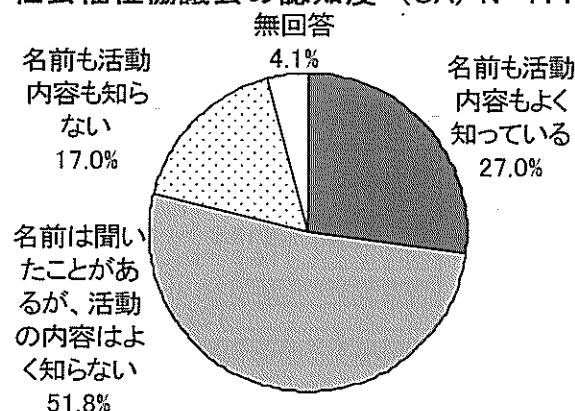


## 18. 市社会福祉協議会について

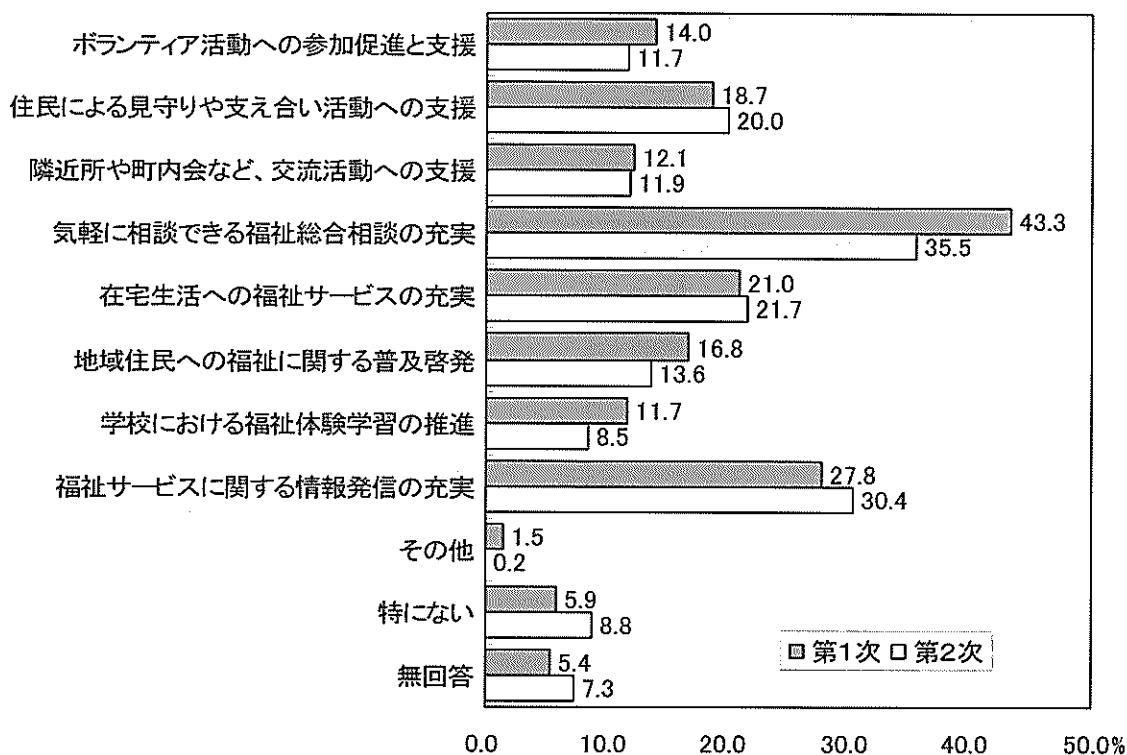
市社会福祉協議会については、「名前も活動内容もよく知っている」人は27.0%で、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」という人が51.8%となっています。

今後の市社会福祉協議会への希望としては、「住民による見守りや支え合い活動への支援」、「福祉サービスに関する情報発信の充実」などが増加しています。

社会福祉協議会の認知度 (SA) N=411



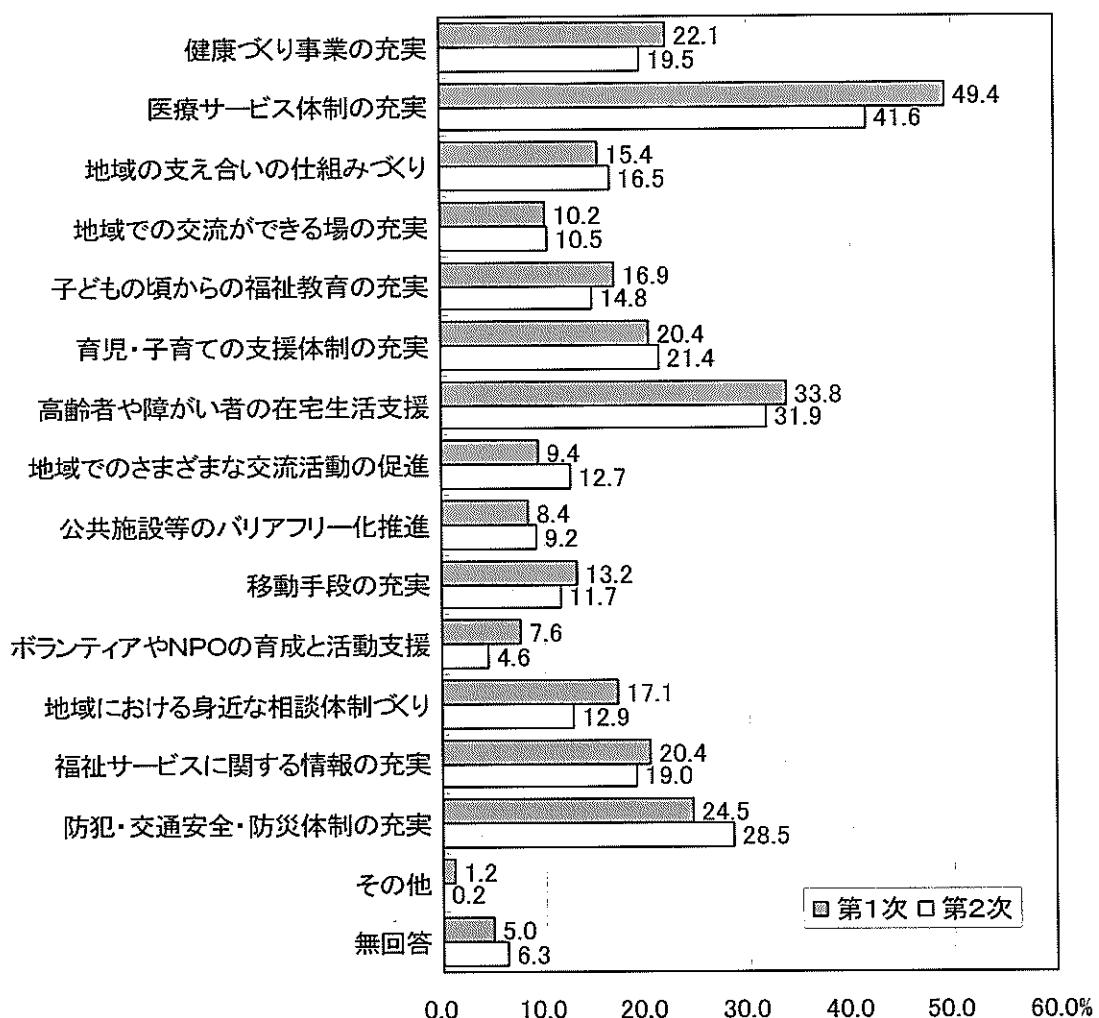
社会福祉協議会の行う活動の希望 (MA) 第1次=727、第2次=411



## 19. 地域福祉の推進に必要な施策

今後、市の地域福祉の推進に必要な施策としては、「医療サービス体制の充実」への要望が7.8%減少しましたが、引き続きもっとも多くなっています。また、前回調査より「地域の支え合いの仕組みづくり」、「育児・子育ての支援体制の充実」、「地域でのさまざまな交流活動の促進」、「防犯・交通安全・防災体制の充実」が増加しました。

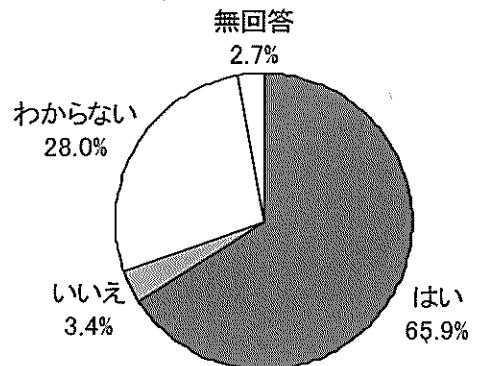
地域福祉の推進に必要な施策 (MA) 第1次=727、第2次=411



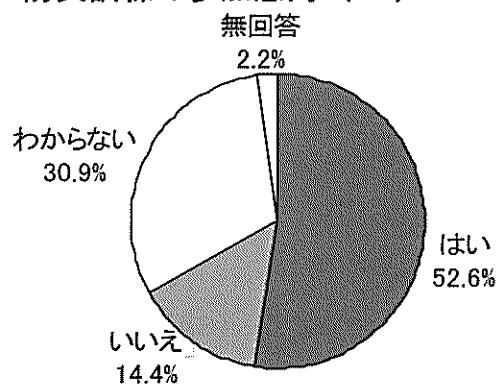
## 20. 防災について

自主防災組織の必要性について、65.9%の方が「はい」と回答し、「いいえ」と回答したのは、わずか3.4%でした。また、防災訓練の参加意向についても、半数以上が参加の意向を示しています。

自主防災組織の必要性 (SA) N=411



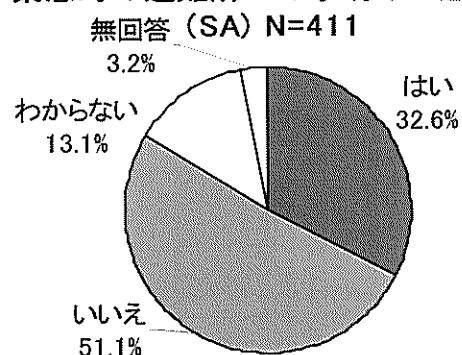
防災訓練の参加意向 (SA) N=411



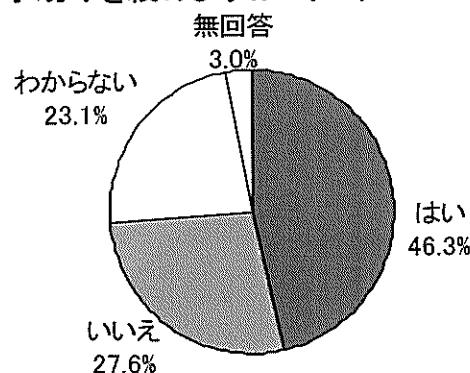
## 2.1. 緊急時の支援状況

緊急時に避難所への手助けが必要だと回答した人は32.6%，その中で「手助けを頼めない」または「わからない」と回答した人は合わせて半数以上となっています。また、緊急時に手助けが出来ると回答した人は51.3%となっています。

緊急時の避難所への手助けの必要性



手助けを頼めますか (SA) N=134



手助けをできますか (SA) N=411

